

別府市新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画

令和2年3月

別 府 市

(令和4年1月修正)

目 次

1	基本的事項	1
1-1	新型コロナウイルスにおける国内外の状況	1
1-2	計画の位置付け	1
2	業務継続計画の基本的な考え方	2
2-1	計画の目的	2
2-2	市の対応方針	2
2-3	計画の適用範囲	2
3	非常時優先業務	3
3-1	業務区分の決定	3
3-2	各業務の選定方法	4
3-2-1	緊急対応業務	4
3-2-2	継続業務の選定基準（通常業務A）	4
3-2-3	縮小（延期）業務の選定基準（通常業務B）	4
3-2-4	中止業務の選定基準（通常業務C）	5
4	非常時優先業務の実施に向けた対策	6
4-1	業務の運用	6
4-2	人員配置計画	6
5	業務継続のための体制	8
5-1	対策本部の構成と役割	8
5-2	対応体制	8
5-3	計画の発動	8
5-4	指揮命令系統の確保	8
5-5	情報連絡体制	9
5-5-1	職員への連絡体制	9
5-5-2	市民への情報提供	10
5-6	報道機関への対応	10
6	人員の確保	11
6-1	出勤状況の確認	11
6-1-1	出勤確認の方法	11
6-1-2	時差出勤の実施	11
6-2	職員の再配置	11
7	施設の運営等	12
7-1	市役所庁舎内における措置事項	12
7-1-1	庁舎内での感染予防・感染拡大防止策	12
7-1-2	来庁の制限	12

7-1-3	庁舎出入口の制限・来庁者立入禁止区域の設定及び動線の区分	12
7-1-4	各種申請・相談業務の受付窓口	13
7-1-5	エレベーターの利用制限	13
7-2	市施設（市庁舎以外）における措置事項	13
7-2-1	施設閉鎖した際の体制	13
7-2-2	各施設の相談業務	13
7-2-3	指定管理者、委託事業者への協力要請	13
8	職員の感染予防対策	14
8-1	感染予防対策	14
8-2	職員が発症（疑いを含む）した場合の措置	14
8-2-1	職員の発症が明らかになった場合	14
8-2-2	発症した疑いがある場合	14
8-2-3	出勤の再開	14
8-3	職員が濃厚接触者となった場合の措置	15
9	受託事業者との協議	16
9-1	施設の指定管理者	16
9-2	業務の受託事業者	16
(別紙1)	通常業務の選定	17
総務部		19
企画戦略部		22
観光・産業部		24
公営事業部		27
市民福祉部		28
いきいき健幸部		35
建設部		38
市長公室		42
防災局		43
その他行政委員会		44
教育委員会		47
消防本部		50
上下水道局		53
(別紙2)	緊急対応業務	57
防災局		59
市長公室対策部		60
総務対策部		61
企画戦略対策部		63
観光・産業対策部		64
市民福祉対策部		66

いきいき健幸対策部	69
建設対策部	70
教育対策部	71
消防対策部	72
上下水道対策部	74

1 基本的事項

1-1 新型コロナウイルスにおける国内外の状況

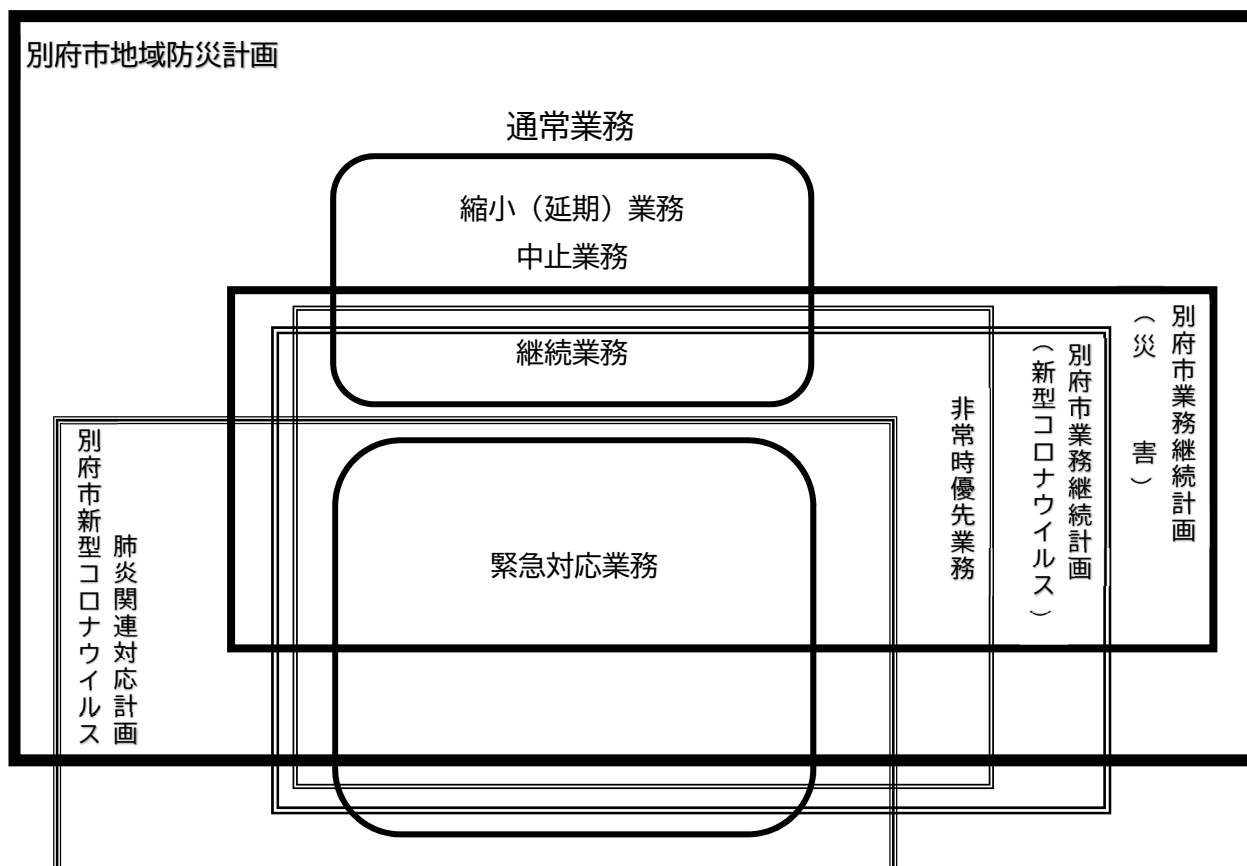
令和2年3月3日現在の厚生労働省の発表によると国外感染者89,895名（死者3,102名）、国内感染者数はクルーズ船を含め958名（死者12名）であり、大分県においても3月3日に感染者が確認され日本国内において感染の拡大が継続している。

別府市においては令和2年2月25日「別府市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）」を設置し対策を行っているところである。

1-2 計画の位置付け

別府市では、「別府市新型コロナウイルス関連肺炎対応計画（R2.1.30）」を策定し、別府市地域防災計画及び別府市業務継続計画（災害対応）を活用しつつ、新型コロナウイルスへ対応中であるが、対応の優先順位は自然災害と異なる部分もあるため、新型コロナウイルスに対する業務継続計画を定めるものである。

◆各計画と新型コロナウイルス業務継続計画の関係



2 業務継続計画の基本的な考え方

2-1 計画の目的

本計画は、新型コロナウイルスにより市職員に感染等による出勤困難者が発生した場合において市民の生命と健康を守り、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供していくため、次の事項を主な目的として策定する。

【目的1】 新型コロナウイルスによる感染症から市民の生命と健康を守るため感染拡大防止策を徹底する。

【目的2】 市民生活に必要な不可欠な行政サービスを維持する。

【目的3】 市の業務を継続するために必要な体制を整える。
(庁舎施設内、市管理施設内の感染防止・職員の安全確保)

2-2 市の対応方針

本計画の目的を達成するための対応方針を次のとおりとする。

【方針1】 市民の生命と健康を守り、市民生活を維持するために必要不可欠な業務（非常時優先業務）を継続する。

【方針2】 通常業務の一部を中断し、非常時優先業務に職員を重点的に配置して業務の継続を図る。

【方針3】 感染拡大防止のため、必要な施設の利用範囲を縮小又は閉鎖し、不特定多数の者が集まるイベント・集会等の行事を縮小（延期）又は中止する。
また、市民及び事業者等に対して、不要不急の外出やイベント・集会等の自粛を呼びかけ、感染拡大防止に努める。

【方針4】 職員の出勤状況により本計画を弾力的に運用する。

【方針5】 大流行時には、高齢者・障がい者等の要配慮者に対する配慮に最大限留意する。

2-3 計画の適用範囲

計画の適用範囲を市が実施している全ての業務とする。

3 非常時優先業務

3-1 業務区分の決定

- 新型コロナウイルスが発生した場合には、通常業務に加えて新型コロナウイルス緊急対応業務を実施する。
- 各課の行う通常業務のうち市民生活に必要不可欠な業務を非常時優先業務として継続し、感染拡大につながる恐れのある業務を一時的に中断する。

- 市の行う業務を次の4つに区分する。

① 非常時優先業務

イ 緊急対応業務

新型コロナウイルス発生時に、応急的に対応するため、新たに発生する業務

ロ 継続業務（通常業務A）

新型コロナウイルス発生時に、市民の生命を守り、市民生活を維持するために中断することができない業務（応援体制により継続する業務）

② 縮小（延期）及び中止業務

ハ 縮小（延期）業務（通常業務B）

市内で発生した場合、感染拡大防止のため縮小（延期）することが適切な業務（継続、中止以外の業務）で、人員体制を縮小して実施しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務（応援体制は必要ない業務）

ニ 中止業務（通常業務C）

感染拡大防止のため人が集まる機会を減らすことを目的とし、積極的に中止（中断）することが適切な業務（既に行っているものを含む）

- 業務の実施区分

業務の実施区分の概念を図1（P5）に示す。

3-2 各業務の選定方法

3-2-1 緊急対応業務

- 新型コロナウイルス発生時に応急的に対応するため、新たに発生する業務とする。
- 上記業務のほか、各部（課）共通の緊急対応業務を下記に基づき選定する。
 - ① 市民、関係機関等への発生状況、感染予防策等の最新情報の提供（外国語含む）
 - ② 主管課業務に関する問い合わせへの対応
 - ③ 職員、家族への感染予防策の周知
 - ④ 各職場で職員の出勤状況の把握、人事担当課への報告
 - ⑤ 市所管の施設の閉鎖及びその周知

3-2-2 継続業務の選定基準（通常業務A）

- 新型コロナウイルス発生時に、市民の生命を守り、市民生活を維持するために、中断することができない業務を継続業務とする。
- 継続業務は、業務中断による影響を次の4つの観点から考慮し選定する。
 - ① 市民の生命を守る業務
 - ② 市民生活を維持する業務
 - ③ 市の基盤維持に関する業務
 - ④ 中断すると法令違反となる業務

3-2-3 縮小（延期）業務の選定基準（通常業務B）

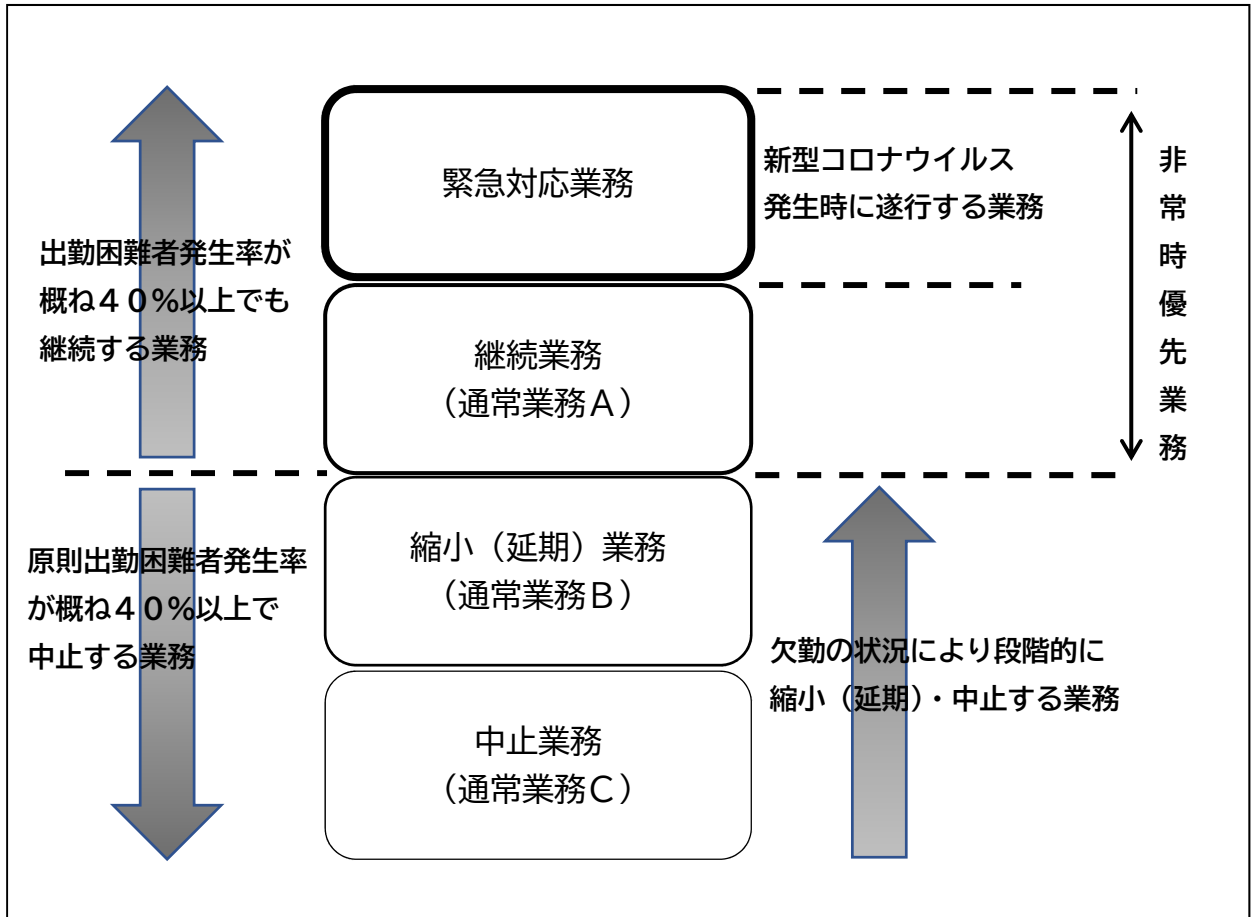
- 市内で発生した場合、感染拡大防止のため縮小（延期）することが適切な業務（継続、中止以外の業務）で、人員体制を縮小して実施しても市民生活等に与える影響が比較的少ない業務を縮小（延期）業務とする。
- 縮小（延期）業務は、出勤困難な職員の発生状況に応じて段階的に中断する。
- 市内での新型コロナウイルス発生時には、対策本部の決定に基づき、順次業務を中断し、各課の職員（会計年度任用職員を含む）が概ね40%以上出勤困難となった場合には、すべての縮小（延期）業務を原則中断し、非常時優先業務の実施に専念する。

3-2-4 中止業務の選定基準（通常業務C）

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために積極的に中止（中断）することが適切な業務を中止業務とする。

※ 3-1 業務区分の決定関係

図1 業務実施区分の概念



4 非常時優先業務の実施に向けた対策

4-1 業務の運用

- 市内で新型コロナウイルスが発症した場合には、職員及び職員の家族等が感染することによって、出勤困難な職員が発生することが想定される。
- 一方で非常時優先業務（「緊急対応業務」及び「継続業務（A）」）は、職員の出勤状況にかかわらず継続して実施しなければならない。（ただし、「継続業務（A）」のうち法令に基づき実施している業務は、国や県から申請・処理の延長等の方針が示された場合には、その方針に基づき実施する。）
- そのため、非常時優先業務を継続するため、縮小（延期）業務（B）及び中止業務（C）を中断し、中断した業務に従事していた職員を応援職員として非常時優先業務に再配置する。
- 小康期に入った場合は、緊急対応業務を縮小し、縮小（延期）業務（B）、中止業務（C）の順に再開する。
- 業務の中断・再開の判断は、新型コロナウイルスの感染状況、社会的状況、職員の出勤状況等を総合的に勘案して、対策本部で決定する。

4-2 人員配置計画

- 新型コロナウイルスの感染状況によっては、各部・各課において人員の不足や余剰の状況にばらつきが生じ得るため、各部（課）は、非常時優先業務の実施に必要な人員が不足した場合には、「課内→部内→部間」の順で応援職員を配置する。
- 人員の配置に当たっては原則として、課内の配置は当該課で、部内の配置は当該部で決定し、他部からの応援職員が必要な場合は、総務対策部へ要請する。
- 各部（課）の施設の閉鎖等により余剰となった職員は、総務対策部の指示により、主に次の職務に従事する。
 - ① 非常時優先業務を実施する各課で人員が不足した場合に、応援職員として従事する。
 - ② 非常時応援要員として本部事務局等の業務に従事する。
 - ③ 在宅高齢者及び障がい者等の要配慮者に対する必要な支援を実施する。
- 学校職員は、学校長の指示に基づき学校の管理を行い、他部署への応援職員としないため、人員配置計画の対象外とする。

- より実効性の高い人員配置を実施するため、職員の配置にあたっては職種・資格・職歴等に関するリストを整備し参照する。

5 業務継続のための体制

5-1 対策本部の構成と役割

対策本部の構成と役割は次のとおりとする。

○ 構成

現行の対策本部

○ 役割

- ① 全庁的な情報共有体制の確立及び情報収集
- ② 市民及び関係機関への情報提供
- ③ 業務継続計画の発動と停止の指示
- ④ 業務の中断、再開の指示
- ⑤ 非常時優先業務への職員の再配置指示
- ⑥ 市民への外出自粛等の感染予防施策実施の要請
- ⑦ 事業者への事業活動の自粛要請
- ⑧ 職員への感染予防の周知
- ⑨ その他本部長の指示する事項

5-2 対応体制

市内で感染者が発生した以降、市民の相談対応・不断の情報収集等、必要に応じ平日・祝休日及び夜間においても対応が必要な各対策部に対応職員を配置する。

5-3 計画の発動

本計画の発動は、感染者、濃厚接触者、子供の保育及び家族の看護等により職員（会計年度任用職員を含む。）の40%以上が出勤困難となる課等が発生した場合、対策本部会議に諮り本部長の指示により発動する。

状況により、本部長の指示に基づき発動できるものとする。

5-4 指揮命令系統の確保

意思決定権者である管理職が罹患した場合等で出勤不能となった場合の代行者は次のとおりとする。

- 本部長：市長 ➤ 阿南副市長 ➤ 松崎副市長 ➤ 総務部長
- 対策部長：あらかじめ対策部長が指定する課長
- 各班長：あらかじめ各班長が指定する者

5-5 情報連絡体制

5-5-1 職員への連絡体制

- 対策本部における決定事項
 - ① 各部（課）を通じて職員に伝達する。
 - ② 指定管理者、委託業者等への情報連絡は主管課が行う。

- 県等からの通知・連絡事項
 - ① 県、医療機関、警察、消防等からの新型コロナウイルスに関する通知又は連絡を受けた各部（課）は防災危機管理課に情報提供する
 - ② 防災危機管理課は、対策本部へ報告し、必要に応じて各部（課）を通じて職員に伝達する。

- 県等への回答・連絡事項
 - ① 県、医療機関、警察、消防等への新型コロナウイルスに関する回答又は連絡は当該課で行うとともに防災危機管理課に情報提供する
 - ② 防災危機管理課は、対策本部へ報告し、必要に応じて各部（課）を通じて職員に伝達する。

- 新型コロナウイルスに関し各課が作成した通知等
 - ① 新型コロナウイルスに関し各課が作成した通知等は、防災危機管理課に情報提供する。
 - ② 情報提供を受けた防災危機管理課は対策本部に報告し、必要に応じ各部（課）を通じて職員に伝達する。

- ガルーン掲示板等の活用
新型コロナウイルスに関する対策本部の決定事項、市民や市施設利用者等に対し掲示するポスター原稿等は、掲示板又は共通様式フォルダを通じ迅速に情報を共有する。

5-5-2 市民への情報提供

5-5-2-1 情報提供の内容

- 新型コロナウイルス発生時には、市民一人ひとりが正確な情報に基づき行動することが感染拡大の防止に繋がるため、市は、感染の状況や感染予防に関する最新の情報を県及び関係機関と連携して市民に迅速かつ的確に情報提供するとともに、不要不急の外出を自粛する等の呼びかけを行い感染の拡大防止に努める。
- 市が実施する対策、施設の閉鎖、中断する業務等についても適切に情報提供を行い市民生活の混乱防止に努める。

5-5-2-2 情報発信の手段

- 市民への情報提供は、市ホームページ・LINE・CTBTBTV・市施設へのポスター等の掲示・報道機関への情報提供等を用い効果的な情報提供に努める。
- 外国人や障がい者等の要配慮者に対しては、提供情報の外国語翻訳版を同時に発信するとともに、福祉関係機関と連携し情報の必達に努め情報格差の発生防止に努める。

5-5-2-3 電話相談の受付

- 新型コロナウイルス発生時の市民からの予防や症状への対応など専門的な相談・質問に対しては、健康推進課で対応する。
- 施設の閉鎖、イベントの休止、業務の中断に伴う申請等の相談については、各主管課で対応する。
- 状況により、総合相談窓口を設置し市民等の相談に対しワンストップでの対応に努める。

5-6 報道機関への対応

- 報道機関に対する市内の感染状況や市の対応方針、対応状況等については、必要と判断する都度、秘書広報課が対応する。
- 情報提供にあたっては、患者や家族等の個人情報の守秘に最大限留意しつつ、市民の不安を除去できるよう努めて正確な情報発信に努める。

6 人員の確保

6-1 出勤状況の確認

6-1-1 出勤確認の方法

- 臨時休校により子供の保育等の理由で出勤できない日が事前に判明している職員の場合、出勤予定を所属長へ申告する。申告を受けた所属長は課の人員状況を別示する時期に人事担当課へ通知する。
- 感染等により出勤できない職員が発生した場合
 - ① 職員自身又はその家族が所属長に対して電話等により8時30分までに連絡し、職員自身の健康状態、家族の健康状態等を通知するとともに復帰の目途について連絡する。
 - ② 連絡時間までに連絡なく登庁しない職員については、該当課の職員が電話等により、欠勤の理由、健康状態、家族の状況等を聞き取り新型コロナウイルスに起因するものについては復帰の目途を確認する。
 - ③ 各課は職員の出勤状況について毎日8時45分までに集計し、別示する方法により人事担当課へ報告する。
- 出勤（予定を含む。）状況を集計した人事担当課はメール等により本部長及び副本部長並びに各対策部長に報告する。

6-1-2 時差出勤の実施

- 感染リスクを低減するため、公共交通機関を利用して通勤する職員のうち、所属長が業務遂行上支障がないと認める者で、本人が申し出た場合、時差出勤を行うことができる。
時差出勤の細部については総務対策部長の指示による。

6-2 職員の再配置

- 人事担当課長は、各対策部長の要請により、人員が不足する部署への職員の再配置を検討し、対策本部長の承認を得て職員の再配置を行うなど業務を継続できる体制を整備する。

7 施設の運営等

7-1 市役所庁舎内における措置事項

7-1-1 庁舎内での感染予防・感染拡大防止策

庁舎内で来庁者及び職員が感染する可能性を低減し、可能な限り感染を防止する対策を実施する必要があることから、庁舎内での感染予防・感染拡大防止策を次のように定める。

- 課内の清掃・消毒の強化
各課は毎日、朝・昼及び適宜の時期に課内の電話、カウンター、個人の机等の消毒のため清拭を実施する。
清拭のために使用した廃棄物は、適正に管理し処分する。
- 手洗い・手指消毒の徹底及び努めて職員のマスク着用
- 来庁者へのマスク着用、手洗い・手指消毒の要請
各課は可能な限り、来庁者用マスク及び手指消毒液を配置し、来庁者への利用を要請する。
- 職員の感染が認められた場合
職員の感染者が発生した場合、東部保健所の助言に基づき必要な範囲の消毒を実施する。

7-1-2 来庁の制限

来庁者が庁舎内で感染しないようにするため、市民等へ不要不急での来庁の自粛について活用できる全ての広報手段により要請する。

7-1-3 庁舎出入口の制限・来庁者立入禁止区域の設定及び動線の区分

- 出勤困難な職員の発生状況に応じ、段階的に庁舎出入口を閉鎖し、庁舎出入口を制限するとともに「来庁者立入禁止区域」を設ける。
庁舎出入口の閉鎖については、実施業務の縮小・中止の度合いにより対策本部会議において決定する。
- 来庁者立入禁止区域には、「立ち入り禁止」の案内サインとカラーコーンを設置する。

7-1-4 各種申請・相談業務の受付窓口

- 電話、郵送、電子申請等を活用し、段階的に受付窓口を縮小する。
状況に応じて、グラウンドフロアと1階に窓口を集中して開設することを検討する。
- 相談業務については、原則、電話対応のみとする。

7-1-5 エレベーターの利用制限

- エレベーターは、密閉された空間のため感染拡大の場となる可能性が高いので極力使用を制限する。
- エレベーター利用者を高齢者、障がい者等の要配慮者とその補助者のみとし、それ以外の来庁者には、エスカレーター又は階段を利用するよう要請する。
- 案内サインをエレベーター前に掲示し、来庁者に周知する。

7-2 市施設（市庁舎以外）における措置事項 感染拡大の状況により、施設等の閉鎖を行う。

7-2-1 施設閉鎖した際の体制

- 施設閉鎖後は、当該施設の維持管理要員として1名、電話問合せ対応要員として1名の計2名を原則常駐させる。その他の職員は、応援が必要な部署への応援職員とする。

7-2-2 各施設の相談業務

- 原則電話対応へ切り替える。

7-2-3 指定管理者、委託事業者への協力要請

- 市方針に基づき施設を閉鎖するよう要請する。
- 施設閉鎖後も継続する必要がある業務（施設の維持管理、電話による問い合わせ等）の実施を要請するため、指定管理者及び委託事業者に対して、感染予防・感染拡大防止策の徹底とともに業務が確実に遂行できる体制を確立するよう要請する。

8 職員の感染予防対策

職員の感染予防のため、新型コロナウイルスに関する基本的な知識を職員及びその家族に周知・徹底するとともに、家族を含め感染しないための対策を実践する。

8-1 感染予防対策

感染予防対策として次の事項の実践を求める。

- ① 手洗い、咳エチケット、定期的な換気の徹底
- ② 可能な限り、人混み・職場内でのマスクの着用
- ③ 不要不急の外出の自粛
- ④ 朝の検温、発熱時の出勤自粛
- ⑤ 庁舎に入る際の手指消毒の実施
- ⑥ エレベーターの使用自粛
- ⑦ 出張の原則禁止

8-2 職員が発症（疑いを含む）した場合の措置

- 職員が発症した場合（疑いを含む）、職員の所属長等は「6-1-1 出勤確認の方法」に基づき人事担当課に報告する。

8-2-1 職員が発症が明らかになった場合

- 発症が明らかになった職員は、所属長にその結果を報告し、療養に専念する。

8-2-2 発症した疑いがある場合

- 発熱や咳・くしゃみ等の症状がある職員は、出勤を控え、電話等により所属長に連絡を行い、療養に専念する。

新型コロナウイルスに関する相談・受診の目安・受診方法は大分県HP・厚生労働省HPを参照すること。

当てはまる症状の時は、居住地の受診相談センターに問い合わせを行いその指示に従う。

8-2-3 出勤の再開

- 新型コロナウイルス検査の結果、陰性判定を受けた職員は所属長に報告し、人事担当課の承認を得て出勤する。

8-3 職員が濃厚接触者及び接触者となった場合の措置

- 濃厚接触者及び接触者と判定された職員は、居住地の保健所から指示された期間、出勤停止とする。
- 濃厚接触者及び接触者となった職員は、居住地の保健所の指示に従い、自己の健康状態を把握するとともに速やかに所属長に連絡する。所属長は、職員が発症した場合と同様に人事担当課に連絡を行う。
- 濃厚接触者及び接触者となった職員は、出勤停止期間中に発熱、嘔吐、咳等の症状が出た場合は、居住地の保健所に連絡し、その指示に従い、結果を所属長に報告する。出勤停止期間中に症状が出なかった場合についても、所属長に報告する。
- 濃厚接触者及び接触者で発症せずに居住地の保健所の指示された期間が経過し、検査の結果「陰性」が確認され、若しくは医師等から感染の可能性がないと診断された職員は所属長に報告し、人事担当課の承認を得て出勤する。

9 受託事業者との協議

9-1 施設の指定管理者

- 市が指定管理者に委託して運営している施設については、業務継続及び施設閉鎖について、市の方針を事前に指定管理者に説明して意思統一を図る。
- 施設における感染予防・感染拡大防止策、職員の安全対策を徹底し、業務継続のための体制と環境の整備に関し協力を要請する。

9-2 業務の受託事業者

- 市は業務を継続するため、庁内情報システムの管理運用、庁舎管理、警備、清掃業務、消耗品等、必要なサービスや資機材を継続して確保する。
- 上記事項を達成するため、業務継続に必要なサービスや資機材を提供する事業者に対し、事業継続に向けた協力を要請する。また、必要に応じ契約内容や履行期限の変更等について協議する。
- 中断する業務については、発注の中止及び延期、すでに発注した業務の取り消し等について協議する。

(別紙1) 通常業務の選定

総務部
総務課

区分	業務
A	市庁舎の維持管理及び事務室の配置に関する事。（維持管理関係）
A	庁内放送、電話、案内等に関する事。（電話関係）
A	庁内放送、電話、案内等に関する事。（案内、電話交換、各課受付、固定電話、携帯電話関係）
A	議会の招集、提出案件及び議決事件の調整に関する事。
A	条例、規則、令達等の制定及び改廃の審査に関する事。
A	文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
A	公印の保管に関する事。
A	公告式に関する事。
A	各課等の分掌事務のうち、協議により総合案内において処理することとなった事務に関する事。（おくやみコーナー）
B	訴訟の総合調整に関する事。
B	他の課に属しない不服申立て、和解及び調停に関する事。
B	行政手続に関する事。
B	庁用自動車等の運行管理（特定課所属分を除く）及び整備管理等に関する事。（タクシーチケット関係以外）
B	安全運転に関する事。（特殊者・大型車の運転関係）
B	他の課の所属に属しない財産の取得、管理及び処分に関する事。（財産管理関係）
B	公文書の公開に関する事。
B	情報公開に関する事。
B	別府市情報公開審査会に関する事。
B	個人情報保護制度に関する事。
B	別府市個人情報保護審議会に関する事。
B	市庁舎の維持管理及び事務室の配置に関する事。（維持管理関係以外）
B	委託業務に係る指名業者の登録に関する事。
B	庁用自動車等の運行管理（特定課所属分を除く）及び整備管理等に関する事。（タクシーチケット関係）
B	安全運転に関する事。（特殊者・大型車の運転を除く）
B	自動車共済及び交通事故に関する事。
B	普通財産の管理、活用及び処分並びに財産の登記に関する事。（各部の所掌に属するものを除く）
B	市の境界に関する事。（境界立会及び土地測量等関係）
C	市例規集の編さん、加除及び配布に関する事。
C	諸法令の調査研究に関する事。
C	財産の火災共済その他損害保険に係る総合調整に関する事。
C	財産の総括及び財産に関する市長の総合調整権に関する事。
C	未利用市有地の調査及び活用策の検討に関する事。（財産活用推進会議関係）

職員課

区分	業務
A	職員の給与に関する事。
B	職員の休暇その他勤務条件に関する事。
B	職員の退職後の恩給、年金等に関する事。
B	働き方改革に関する事。(職員の衛生管理及び安全管理に関する事)
B	職員の人事に関する事。(懲戒、分限その他職員の身分取扱に関する事)
C	職員の人事に関する事。(研修その他)
C	給与制度の調査計画(給与実態調査)に関する事。
C	人事行政の運営・給与定員管理の公表に関する事。(給与部分)
C	別府市特別職報酬等審議会に関する事。
C	働き方改革に関する事。

契約検査課

区分	業務
B	物品の購入、入札、契約及び検収に関する事。
B	予定価格が130万円を超える工事の設計審査に関する事。
B	予定価格が130万円を超える工事の検査に関する事。
B	予定価格が130万円を超える工事及び予定価格が50万円を超える工事に係る委託業務の入札及び契約に関する事。
C	不用物品の処分に関する事。
C	物品の出納保管、管理及び修理に関する事。
C	物品取扱業者の登録に関する事。
C	予定価格が50万円を超える工事に係る委託業務の設計審査に関する事。
C	建設業者の登録に関する事。
C	別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会に関する事。

市民税課

区分	業務
A	軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定に関する事。(脱税検査並びに犯則取締りに関すること以外)
A	市税の諸証明に関する事。
A	市県民税の賦課及び調定に関する事。
A	市県民税の賦課に関する審査請求に関する事。(犯則取締りに関すること以外)
A	法人の市民税に関する事。(賦課調定に関する事)
B	市税(国民健康保険税を除く)の総合調整及び調査研究に関する事。
B	軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定に関する事。(脱税検査並びに犯則取締りに関すること)
B	市県民税の賦課に関する審査請求に関する事。(犯則取締りに関すること)
B	法人の市民税に関する事。(賦課調定に関する事以外)

B	市県民税の賦課及び調定に関する事以外。市県民税の賦課に関する審査請求に関する事以外。
---	--

資産税課

区分	業務
A	資産税の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること。（審査申出・意義申立・訴訟、土地評価資料に関する事）
A	土地・家屋・償却資産課税台帳、土地・家屋補充課税台帳及び地図の整理及び閲覧に関する事。（閲覧に関する事）
A	固定資産税の諸証明等に関する事。（総合行政システム・GISその他システム、仮評価に関する事以外）
A	固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関する事。（固定資産税又は固定資産の減免・非課税・損耗、納税通知書の発送・公示送達、建替特例・罹災特例に関する事）
B	資産税の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること。（審査申出・意義申立・訴訟、土地評価資料に関する事以外）
B	土地・家屋・償却資産課税台帳、土地・家屋補充課税台帳及び地図の整理及び閲覧に関する事。（閲覧に関する事以外）
B	固定資産税の諸証明等に関する事。（総合行政システム・GISその他システム、仮評価に関する事）
B	固有資産等所在市町村交付金に関する事。
B	固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関する事。（固定資産税又は固定資産の減免・非課税・損耗、納税通知書の発送・公示送達、建替特例・罹災特例に関する事以外）

債権管理課

区分	業務
A	督促状の発付に関する事。
A	過誤納金の還付又は充当に関する事。
A	徴収金の窓口収納に関する事。
A	市税及び県民税の滞納の徴収に関する事。
A	徴収猶予に関する事。
A	徴収囑託及び受託に関する事。
A	財産差押処分に関する事。債権差押及び解除に関する事。（預金・給与・生命保険・年金、国税還付金に関する事以外）
A	その他債権管理に関する事。（文書の收受発送、照会・回答に関する事以外）
A	交付要求及び繰上徴収に関する事。
A	滞納処分の停止及び欠損処分に関する事。
A	換価の猶予に関する事。
B	債権管理事務の総合的な企画に関する事。
B	財産差押処分に関する事。債権差押及び解除に関する事。（預金・給与・生命保険・年金、国税還付金に関する事以外）
B	差押財産の保管及び公売に関する事。
B	私債権に係る回収及び連絡調整に関する事。
B	その他債権管理に関する事。（文書の收受発送、照会・回答に関する事）

企画戦略部
政策企画課

区分	業務
A	基幹統計調査に関すること。
B	行政会議に関すること。
B	交通体系の整備促進に関すること。（市民の生活交通に関すること）
B	交通体系の整備促進に関すること。（バス事業者・タクシー事業者との連絡調整に関すること）
B	大学連携に関すること。（連絡調整や情報の周知に関すること）
B	地方分権に関すること。
B	別枠速見地域広域市町村圏事務組合との連絡調整に関すること。
B	その他地方創生に関すること。（ふるさと納税に関すること）
B	その他地方創生に関すること。（地方創生関連交付金等に関すること）
C	交通体系の整備促進に関すること。（上記以外の活性化協議会等に関すること）
C	大学連携に関すること。（連絡調整や情報の周知に関すること以外）
C	総合計画の策定及び進行管理に関すること。
C	組織及び機構に関すること。
C	国際特別都市連盟に関すること。
C	行財政健全化推進に関すること。
C	行政評価に関すること。
C	職員提案に関すること。
C	政府機関の地方移転に関すること。
C	統計刊行物の編集及び発行に関すること。
C	他の課に属しない統計調査に関すること。

財政課

区分	業務
A	市の財政全般の計画及び調整に関すること。
A	予算の編成執行計画の樹立に関すること。（実施計画に関すること以外）
A	市債、一時借入金及び運用金に関すること。
A	収入及び支出命令に関すること。
A	地方交付税に関すること。
A	財政状況の公表に関すること。
A	基金の管理に関すること。
A	予算の執行に係る市長の調整権等に関すること。
A	決算に係る主要な施策の成果説明書類等の調査に関すること。
A	財務統計に関すること。
A	その他財務に関すること。（補助金見直しに関すること以外）
B	予算の編成執行計画の樹立に関すること。（実施計画に関すること）
C	その他財務に関すること。（補助金見直しに関すること）

【通常業務の選定】

C	民間事業者との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。
C	公共施設マネジメントに関すること。

情報政策課

区分	業務
A	電子計算機及び附属機器並びにネットワークシステムの管理運用に関すること。
A	電子計算機器に係るデータの保護及び管理に関すること。
A	行政事務情報化の推進に関すること。(別府市ホームページに関すること)
B	情報セキュリティに関すること。
B	その他地方創生に関すること。(社会保障税番号制度に関すること)
C	電子計算事務の調査及び企画に関すること。
C	システム設計、構築及び管理に関すること。
C	行政事務情報化の推進に関すること。(別府市ホームページに関すること以外)
C	市の情報システム開発委託業務に係る指名業者の登録並びに入札及び契約に関すること。
C	高度情報化に関すること。
C	地域情報化の推進に関すること。

観光・産業部

観光課

区分	業務
B	観光資源の保護及び開発並びに課の所管に属する施設の維持管理に関する事。 (通信関係)
B	観光資源の保護及び開発並びに課の所管に属する施設の維持管理に関する事。 (施設関係)
B	観光宣伝及び観光客の誘致に関する事。
B	祭り及びイベントの調整及び実施に関する事。
B	観光に係る調査統計及び観光情報に関する事。
B	観光関係機関の活用及び連携強化に関する事。
B	B-biz LINK 内における観光部門に関する事。
C	観光に係る総合的な戦略に関する事。
C	別府ブランドの推進に関する事。

温泉課

区分	業務
A	市営温泉の維持管理及び運営に関する事。 (緊急対応に関する事)
A	泉源及び給湯施設の維持管理に関する事。 (緊急対応に関する事)
B	市有温泉に関する事。
B	市営温泉の維持管理及び運営に関する事。 (雲泉寺泉源水井戸調査、海浜砂湯代替掘削工事に関する事以外)
B	市営温泉の維持管理及び運営に関する事。 (雲泉寺泉源水井戸調査、海浜砂湯代替掘削工事に関する事)
B	温泉使用料、貸付金等に関する事。
B	温泉に係る施設の使用及び温泉に係る財産の貸付けに関する事。 (財産の許可等に関する事)
B	泉源及び給湯施設の維持管理に関する事。 (通常業務に関する事。)
B	泉源及び給湯の工事の設計、施工、監督、検査及び契約に関する事。 (緊急工事に関する事)
C	温泉政策の企画立案に関する事。 (東洋のブルーラグーン構想事業に関する事)
C	温泉利用の基本方針に関する事。
C	温泉事業の開発の計画及び調整に関する事。
C	温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) その他の関係法令に関する事。
C	温泉の集中管理の計画及び実施に関する事。 (温泉中央監視装置等更新に関する事)
C	温泉の適正な利用に関する事。
C	地下水の採取の指導に関する事。
C	温泉の公害及び苦情に関する事。
C	市営温泉の維持管理及び運営に関する事。 (通常の業務に関する事)
C	温泉に係る施設の使用及び温泉に係る財産の貸付けに関する事。 (資料作成に関する事)
C	泉源及び給湯の工事の設計、施工、監督、検査及び契約に関する事。 (計画工事に関する事)

文化国際課

区分	業務
A	留学生等外国人住民に関すること。（災害時の情報発信等に関すること）
B	留学生等外国人住民に関すること。（災害時の情報発信以外の支援に関すること）
C	国際化に係る総合的な企画及び調整に関すること。
C	都市提携及び国際親善に関すること。
C	姉妹都市等に関すること。
C	海外との渉外に関すること。
C	その他文化振興に関すること。

産業政策課

区分	業務
A	商工団体に関すること。
A	別府市公設地方卸売市場に関すること。
A	中小企業及び勤労者向けの制度融資に関すること。
B	移住者居住支援に関すること。
C	産業政策の企画立案に関すること。
C	消費者行政に関すること。
C	消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）に関すること。
C	家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に関すること。
C	電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）に関すること。
C	工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に関すること。
C	計量器に関すること。
C	別府市まちなか交流館に関すること。
C	別府市竹細工伝統産業会館に関すること。
C	竹産業及びものづくりのイノベーションに関すること。
C	商工業及び鉱業の振興育成に関すること。
C	企業誘致に関すること。
C	総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）に基づくリゾート構想の推進に関すること。
C	シルバー人材センターに関すること。
C	大分県東部勤労者福祉サービスセンターに関すること。
C	勤労者の福祉その他労政に関すること。
C	B - b i z L I N K 内における産業連携部門に関すること。
C	観光物産及び土産品に関すること。
C	商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に関すること。
C	商店街振興に関すること。
C	中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に関すること。
C	中心市街地活性化に関すること。
C	その他地方創生に関すること。（移住定住に関すること）

農林水産課

区分	業務
A	制度資金に関すること。
A	農地及び農業施設災害復旧事業に関すること。
A	農地の造成、改良及びかんがい排水事業に関すること。
A	農業振興地域に関すること。
A	水田営農に関すること。
A	森林等の火入れの許可に関すること。
A	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく特用林、自家用林の指定、保安林等の緊急伐採の届出の受理等に関すること。
A	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可等に関すること。
A	土地改良事業に関すること。
B	農林水産業施設に係る工事の設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事等の検査に関すること。
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。
B	農業の振興に関すること。（農業の維持に関すること）
B	園芸の振興に関すること。（園芸の維持に関すること）
B	畜産の振興に関すること。（畜産業の維持に関すること）
B	水産業の振興に関すること。（水産業の維持に関すること）
B	特用作物の振興に関すること。（特用作物の維持に関すること）
B	林業及び特用林産業の振興に関すること。（林業及び特用林産業の維持に関すること）
B	治山、林道及び作業道に関すること。（災害等緊急性があると認められるもの）
B	市有林に関すること。（市有林の維持に関すること）
B	担い手の育成に関すること。（農林水産業の維持に関すること）
C	園芸の振興に関すること。（園芸の維持に関すること以外）
C	特用作物の振興に関すること。（特用作物の維持に関すること以外）
C	畜産の振興に関すること。（畜産業の維持に関すること以外）
C	水産業の振興に関すること。（水産業の維持に関すること以外）
C	林業及び特用林産業の振興に関すること。（林業特用林産業の維持に関すること以外）
C	市有林に関すること。（市有林の維持に関すること以外）
C	治山、林道及び作業道に関すること。（災害等緊急性があると認められるもの以外）
C	担い手の育成に関すること。（農林水産業の維持に関すること以外）
C	農業、園芸及び畜産関係団体の指導育成に関すること。
C	農業後継者及び女性組織の育成に関すること。
C	水産業関係団体の指導育成に関すること。
C	林業関係団体の指導育成に関すること。

公営事業部
公営競技事務所

区分	業務
A	競輪事業関係団体との連絡調整に関する事。 (競輪事業運営に係る緊急対応に関する事)
B	市営競輪の企画宣伝及び実施に関する事。 (競輪の開催・中止等に関する事)
B	競輪場の維持管理及び使用料等の徴収に関する事。 (競輪場の維持管理に関する事)
B	競輪事業車券の発売及び払戻金の交付に関する事。 (資金関連業務等に関する事)
B	その他公営競技に関する事。 (競技実施等に関する事)
C	市営競輪の企画宣伝及び実施に関する事。 (競輪の開催・中止等に関する事以外)
C	競輪場の維持管理及び使用料等の徴収に関する事。 (競輪場の維持管理に関する事以外)
C	別府競輪市民広場、ふれあい会館等に関する事。
C	競輪事業車券の発売及び払戻金の交付に関する事。 (資金関連業務等に関する事以外)
C	競輪事業関係団体との連絡調整に関する事。 (競輪事業運営に係る緊急対応に関する事以外)
C	その他公営競技に関する事。 (競技実施等に関する事以外)

市民福祉部

市民課

区分	業務
A	戸籍関係届書類受付に関する事。
A	埋火葬許可証の交付に関する事。
B	登録型本人通知制度に関する事。
B	戸籍法 48 条第 2 項証明書交付に係る申入れに関する事。
B	法務局関連に関する事。
B	失期事件・失期通知書発送に関する事。
B	戸籍届出における本人確認に関する事。
B	管外市町村への戸籍届出書送付に関する事。
B	家裁通知書に関する事。
B	戸籍記録に関する事。
B	戸籍証明書等の交付に関する事。
B	犯歴事務及び破産、成年後見通知に関する事。
B	郵便請求による証明等の交付に関する事。
B	出張所等への連絡等に関する事。
B	マイナンバーカード・住民基本台帳カードに関する事。
B	公的個人認証サービスに関する事。
B	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事。
B	情報提供ネットワークシステムに関する事。
B	外国人の法務省連携システム運用に関する事。
B	住民異動事務に関する事。
B	印鑑登録事務に関する事。
B	外国人異動事務に関する事。
B	住民基本台帳情報利用申請に関する事。
B	証明発行事務に関する事。
B	住民基本台帳の一部写しの閲覧に関する事。
B	住民基本台帳事務における支援措置に関する事。
B	後見登記事項に伴う処理に関する事。
B	戸籍届に基づく住民票入力及び住所地通知、戸籍附票整理に関する事。
B	おおいた広域窓口サービスに関する事。
B	身上調査回答に関する事。
B	パスポート申請受付および交付に関する事。
B	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に関する事。
B	減免申請に関する事。
B	住居表示に関する事。
B	自動車の臨時運行許可申請の受付及び交付に関する事。

【通常業務の選定】

B	人口動態調査・戸籍・住民基本台帳統計事務に関する事。
B	女性相談に関する事。
C	戸籍事務協議会に関する事。
C	交通災害共済に関する事。
C	特定個人情報保護評価（PIA）に関する事。
C	総務省調査に関する事。
C	情報公開に関する事。
C	居住実態調査に関する事。
C	在外選挙人名簿登録に関する事。
C	窓口コンシェルジュに関する事。
C	男女共同参画社会の形成に係る施策の推進及び総合調整に関する事。
C	別府市男女共同参画センターに関する事。

共生社会実現・部落差別解消推進課

区分	業務
B	別府市人権啓発センターに関する事。（相談業務のみ電話対応）
B	その他人権、部落差別解消推進等に関する事。（相談業務のみ電話対応）
C	人権、部落差別問題等の啓発推進に関する事。
C	人権啓発の計画及び関係各課との連絡調整に関する事。
C	企業、職場等への人権啓発講師派遣に関する事。
C	人権教育及び部落差別解消推進の指導助言に関する事。

生活環境課

区分	業務
A	大所飲料水供給施設に関する事。
A	専用水道・飲用井戸等に関する事。
B	ごみの収集運搬に関する事。
B	清掃事業用自動車の運行管理に関する事。
B	清掃事務所及び施設の維持、管理に関する事。
B	別府市リバーサイドオアシス春木苑の維持管理に関する事。
B	し尿の処理対策に関する事。
B	南畑不燃物埋立場に関する事。
B	殺虫用薬剤等の出納保管及び機材等の整備に関する事。
B	愛がん動物等の適正な飼育管理及び指導に関する事。
B	環境監視員に関する事。
B	環境影響評価に係る技術的な指導及び審査に関する事。
B	環境教育及び環境学習に関する事。
B	監視、測定等の環境調査に関する事。
B	環境に関する状況の公表に関する事。

【通常業務の選定】

B	生物多様性の保全に関すること。
B	新エネルギーの普及促進に関すること。
B	公害防止の指導及び規制に関すること。
B	公害の苦情相談に関すること。
B	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に関すること。
B	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に関すること。
B	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に関すること。
B	そ族及び昆虫の駆除に関すること。
B	市営墓地の維持管理に関すること。
B	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関すること。
B	課の施設及び清掃器材の総括管理に関すること。
B	一般廃棄物処理業者の許可及び指導監督に関すること。
B	粗大ごみ及び一時多量ごみの収集運搬に関すること。
B	ごみ出しの指導改善に関すること。
B	ごみの苦情処理に関すること。
B	ごみ置場の指導及び設置に関すること。
B	町内清掃等の指導及び処理に関すること。
B	ごみの不法投棄及びし尿の不法処理の監視及び指導に関すること。
B	空き地等の管理指導及び開発行為に伴うごみ集積場に関すること。
B	ごみ減量及び資源化対策の企画及び総合調整に関すること。
B	浄化槽の普及促進及び助成事業に関すること。
B	交通安全対策の推進に関すること。
B	交通安全指導員に関すること。
C	災害廃棄物収集運搬及び処理計画に関すること。
C	環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）に基づく環境基本計画に関すること。
C	別府市環境保全審議会に関すること。
C	地球温暖化対策に関すること。
C	別府市リサイクル情報センターに関すること。

高齢者福祉課

区分	業務
A	民生児童委員に関すること。
A	行旅病人及死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に関すること。
A	墓地、埋葬等に関する法律第 9 条 1 項に基づく埋葬及び火葬に関すること。
A	り災救護に関すること。
A	緊急通報用電話機アダプタ設置等に関すること。
B	戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び軍人恩給に関すること。
B	別府市社会福祉会館に関すること。

【通常業務の選定】

B	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関する事。
B	その他高齢者福祉に関する事。（避難行動要支援者に関する事）
B	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく福祉に関する事。
B	老人ホーム入所措置に関する事。
B	老人ホーム入所判定委員会に関する事。
B	長寿祝金に関する事。
B	在宅ねたきり老人介護者見舞金に関する事。
B	高齢者相談に関する事。
B	高齢者の移動支援に関する事。
B	その他高齢者福祉に関する事。
C	福祉政策の企画立案に関する事。
C	地域共生社会に関する事。
C	日本赤十字社社資募集等に関する事。
C	生活支援・在宅支援事業に関する事。
C	老人クラブ等の育成指導に関する事。
C	敬老行事に関する事。
C	他の課に属しない社会福祉に関する事。

ひと・くらし支援課

区分	業務
A	生活保護法による調査決定及び支給並びに通知に関する事。
A	生活保護費負担金補助金に関する事。
A	生活保護経理状況報告に関する事。
A	生活保護法による施設等に対する措置費支給に関する事。
A	生活保護法による相談及び申請、新規実態調査、通知等の手続きに関する事。
A	生活保護法による医療機関及び介護機関に係る支払事務に関する事。
B	生活保護受給者の安否確認に関する事。
B	生活保護法による医療扶助の適正化に関する業務
C	生活保護法による返還金、徴収金に関する事。
C	生活保護法による相談及び処遇困難ケース等に関する事。
C	生活保護法による相談及び就労促進・就労支援に関する事。

障害福祉課

区分	業務
A	手話通訳に関する事。
B	障害児通所支援給付費及び障害児相談支援給付費の支給決定等に関する事。
B	自立支援給付に係る相談及び支給決定等に関する事。
B	身体障害者手帳に関する事。
B	療育手帳に関する事。

【通常業務の選定】

B	精神障害者保健福祉手帳に関する事。
B	精神通院医療に関する事。
B	医療保護入院に関する事。
B	自立支援給付に関する事。
B	難聴児補聴器購入費等に関する事。
B	特別障害者手当に関する事。
B	重度心身障害者医療費に関する事。
B	障害者虐待防止に関する事。
B	障害者差別への対処に関する事。
B	市営住宅単身入居資格認定証明に関する事。
C	地域生活支援事業に関する事。
C	障害支援区分審査会・認定調査・意見書に関する事。
C	相談業務に関する事。
C	身体・知的障害者相談員に関する事。
C	障害者福祉手当及びタクシー手当に関する事。
C	身体障害者福祉センターの管理に関する事。
C	障がい者団体との連絡調整に関する事。
C	リフト付タクシー手当に関する事。
C	自動車税の減免に関する事。
C	公共交通料金割引措置制度に関する事。
C	障がい者優先利用駐車場に関する事。
C	障害者控除に関する事。
C	放送受信料減免申請に関する事。
C	住宅改造助成事業に関する事。
C	家具転倒防止器具取付事業に関する事。
C	大分県国民健康保険団体連合会に関する事。

子育て支援課

区分	業務
A	施設型給付費の支払事務に関する事。
A	児童虐待防止に関する事。
A	ショートステイ事業に関する事。
A	児童扶養手当に関する事。
A	特別児童扶養手当に関する事。
A	保育所入所事務（管外入所含む）に関する事。
A	保育所入所事務に関する事。
A	保育所等の連絡調整に関する事。
A	保育料調定に関する事。

A	保育料徴収及び督促に関すること。
A	大分にこにこ保育支援事業に関すること。
A	保育料改定に関すること。
A	管外受託運営費の請求等に関すること。
A	認定こども園等に関すること。
A	保育指導及び育児相談に関すること。
A	支弁台帳及び運営費国庫負担金の申請に関すること。
A	地域子ども・子育て支援交付金に関すること。
A	地域子ども・子育て支援事業（一時保育・延長保育・病児保育）に関すること。
A	障害児保育促進対策事業に関すること。
A	放課後児童クラブ及び母親クラブに関すること。
A	施設管理委託に関すること。
A	要保護児童対策地域協議会事務局に関すること。
A	児童福祉法第56条負担金に関すること。
A	母子生活支援施設に関すること。
A	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉に関すること。
A	母子家庭自立支援給付金事業に関すること。
A	児童手当に関すること。
A	ひとり親医療に関すること。（支給）
A	ひとり親医療に関すること。（資格・認定）
A	子ども医療に関すること。
A	おおいた子育てほっとクーポン事業に関すること。
A	ファミリーサポートセンターに関すること。
A	子ども家庭相談業務に関すること。
A	養育支援訪問に関すること。
A	子育て支援相談室に関すること。
A	要保護児童対策地域協議会に関すること。
A	ひとり親家庭の相談に関すること。
A	認可外保育施設助成に関すること。
A	社会福祉施設調査に関すること。
A	福祉行政報告例に関すること。
A	児童福祉施設整備に関すること。
B	支援センターの運営に関すること。
B	心理面接・心理検査に関すること。
B	子育て支援新制度に関すること。
B	子育て支援新制度に関すること。（子育てガイドブック含む）
B	備品購入及び保管に関すること。
B	物品購入に関すること。

【通常業務の選定】

B	法人及び保育事業指導監査に関する事。
B	社会福祉関係表彰に関する事。
C	子どもの貧困対策に関する事。
C	保育士等の研修計画に関する事。
C	福祉サービス相談員に関する事。
C	児童館の運営に関する事。
C	主任児童委員訪問促進事業に関する事。
C	赤ちゃんの駅に関する事。
C	財産管理に関する事。

いきいき健幸部

健康推進課

区分	業務
A	保健衛生思想の啓発及び普及に関すること。
A	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく感染症予防に関すること。
A	予防接種に関すること。
A	健康危機管理に関すること。
A	救急医療に関すること。
A	保健医療行政に係る関係団体との連絡調整に関すること。
A	不妊治療費の助成に関すること。
A	別府市保健センターに関すること。
B	母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）に基づく保健事業に関すること。
B	健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく保健事業に関すること。
B	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健に関すること。
B	歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に基づく保健事業に関すること。
B	献血の推進に関すること。
B	国民健康保険保健事業に関すること。
B	介護予防事業に関すること。
B	その他健康に関すること。

保険年金課

区分	業務
A	感染した被保険者に対する傷病手当金に関すること。
A	国民健康保険被保険者の資格の認定に関すること。
A	国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険証の再交付に関すること。
B	国民健康保険給付に関すること。（療養費・高額療養費等に関すること）
B	国民健康保険税の賦課徴収に関すること。（保険税の賦課・減免・還付等に関すること）
B	後期高齢者医療保険料の徴収に関すること。
B	国民年金保険料に係る免除等の申請の受付に関すること。（申請免除）
B	国民年金の給付に係る請求等の受付に関すること。（受給資格審査・年金請求に関すること）
B	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく後期高齢者医療に関すること。（後期高齢者医療広域連合との連携業務に関すること）
B	国民健康保険及び後期高齢者医療制度の窓口事務（高額・資格・保険税・料）全般に関すること。
B	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分に関すること。
B	国民健康保険診療報酬請求の審査支払に関すること。
C	国民健康保険事業の企画運営に関すること。
C	国民健康保険給付に関すること。（うち区分が B にあたる事務以外）
C	国民健康保険税の賦課徴収に関すること。（うち区分が B にあたる事務以外）
C	国民年金被保険者の資格に係る届出等の受付に関すること。

【通常業務の選定】

C	国民年金保険料に係る免除等の申請の受付に関する事。 (法定免除)
C	国民年金の給付に係る請求等の受付に関する事。 (うち区分がBにあたる事務以外)
C	高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) に基づく後期高齢者医療に関する事。 (うち区分がBにあたる事務以外)

介護保険課

区分	業務
A	保険給付の審査及び支払に関する事。
A	受給者の管理に関する事。 (総合事業対象者の申請受付・チェック項目の入力・受給資格証明書の発行、居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出に関する事)
A	地域包括支援センターに関する事。 (包括的支援事業に関する事)
A	認定事務に関する事。 (申請の受付・相談、要介護認定調査、認定調査会、受給資格証明書の発行に関する事)
A	介護保険認定審査会に関する事。
A	介護保険主治医意見書に関する事。
A	訪問調査及び調査員の割当てに関する事。 (認定調査員の割当てに関する事)
A	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号) に関する事。
A	介護保険の企画及び運営に関する事。 (施設整備補助金に関する事以外)
A	第 1 号被保険者保険料の減免に関する事。
A	徴収猶予に関する事。
A	第 2 号被保険者に関する事。
A	指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指導に関する事。
A	指定介護予防支援事業者の指定及び指導に関する事。
A	相談及び不服申立てに関する事。
A	介護保険居宅支援事業者、居宅サービス提供事業者及び介護保険施設その他関係機関との連絡調整に関する事。
B	介護保険の企画及び運営に関する事。 (施設整備補助金に関する事)
B	第 1 号被保険者保険料の賦課徴収に関する事。 (保険料当初賦課、特別徴収に関する事)
B	高齢者虐待及び成年後見等の相談に関する事。
B	介護保険の統計及び報告に関する事。
B	介護保険事業計画に関する事。
B	第 1 号被保険者保険料の賦課徴収に関する事。 (保険料当初賦課、特別徴収に関する事以外)
B	第 1 号被保険者保険料の収納及び還付に関する事。
B	第 1 号被保険者保険料に係る不服申立てに関する事。
B	年金保険者との精算に関する事。
B	被保険者の資格の得喪に関する事。
B	適用除外及び住所地特例に関する事。
B	受給者の管理に関する事。 (総合事業対象者の申請受付・チェック項目の入力・受給資格証明書の発行、居宅サービス計画作成依頼 (変更) 届出に関する事以外)
B	保険給付の適正化に関する事。
B	認定事務に関する事。 (申請の受付・相談、要介護認定調査、認定調査会、受給資格証明書の発行に関する事以外)

【通常業務の選定】

B	訪問調査及び調査員の割当てに関する事。 (認定調査員の割当てに関する事以外)
B	契約事務管理に関する事。
B	文書の收受発送に関する事。
C	第1号被保険者保険料の滞納整理に関する事。
C	第1号被保険者保険料の納付奨励に関する事。
C	徴収嘱託及び受託に関する事。
C	地域包括支援センターに関する事。(包括的支援事業に関する事以外)
C	陳情・要望・交渉に関する事。

スポーツ推進課

区分	業務
B	スポーツ団体に関する事。
B	スポーツ指導者に関する事。
B	各種スポーツ大会に関する事。
B	体育施設の設置及び管理に関する事。
B	各種調査等に関する事。
B	その他の庶務に関する事。
C	社会体育の計画及び指導育成に関する事。
C	青少年スポーツ活動に関する事。
C	スポーツ奨励金に関する事。
C	スポーツ推進審議会に関する事。

建設部

都市計画課

区分	業務
A	建築基準法（昭和25年法律第201号）に関すること。
A	建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する台帳証明、申請書類等の処理及びその他窓口業務に関すること。
A	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に関すること。
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）に関すること。
A	駐車場法（昭和32年法律第106号）に関すること。
A	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に関すること。
A	景観法（平成16年法律第110号）に関すること。
A	風致地区内における建築等の許可等に関すること。
A	指定建築物等の建設計画の申請に関すること。
B	南部振興に関すること。
B	建設政策の企画立案に関すること。
B	別府国際観光温泉文化都市建設計画（以下「都市計画」という）に関する企画及び調整に関すること。
B	都市基盤整備に係る企画及び調整に関すること。
B	都市計画に係る調査及び統計に関すること。
B	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に関すること。
B	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良宅地の認定に関すること。
B	別府市都市計画審議会及び別府市都市景観審議会に関すること。
B	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく維持保全に関すること。
B	別府市木造住宅耐震化促進事業補助金交付制度に関すること。
B	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく特定建築物の届出等に関すること。
B	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく対象建設工事の届出等に関すること。
B	大分県福祉のまちづくり条例（平成7年大分県条例第7号）に基づく特定施設の計画の認定等に関すること。
B	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。
B	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること。
B	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること。
B	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の基づく計画の認定等に関すること。
B	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る法律に基づく特定建築物の計画の認定等に関すること。
B	租税特別措置法に基づく優良住宅等の認定に関すること。
B	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく必要な情報及び資料の提供等に関すること。
B	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく建替え等に関すること。
B	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく建築行為等の制限に関すること。
B	住宅地区改良法に基づく障害物の伐採及び土地の試掘等の許可に関すること。
B	建築動態統計調査その他統計報告に関すること。

【通常業務の選定】

B	老朽空家等除却補助に関すること。
B	アスベスト対策に関すること。
C	住宅リフォームの相談に関すること。

都市整備課

区分	業務
A	都市再生整備計画事業の計画及び調整に関すること。（契約済・施工中に限る）
A	道路及び橋りょうの新設改良に係る計画、設計及び施工監督に関すること。（契約済・施工中に限る）
A	街路整備に係る計画、設計及び施工監督に関すること。（契約済・施工中に限る。）
A	海岸整備に係る計画、設計及び施工監督並びに漁業補償に関すること。（契約済・施工中に限る。）
A	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。（契約済・施工中に限る。）
A	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約の検査に関すること。
A	補助金の交付申請（災害を含む）その他諸報告に関すること。
A	道路、橋りょう、普通河川及び水路の維持管理並びに災害復旧に関すること。
B	都市再生整備計画事業の計画及び調整に関すること。
B	都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に関すること。
B	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に関すること。
B	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に関すること。
B	公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に関すること。
B	道路及び橋りょうの新設改良に係る計画、設計及び施工監督に関すること。
B	街路整備に係る計画、設計及び施工監督に関すること。
B	高速道等の建設促進に関すること。
B	公共施設の整備に係る用地取得及び補償並びに登記に関すること。
B	海岸整備に係る計画、設計及び施工監督並びに漁業補償に関すること。
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。
B	別府国際観光港多目的広場に関すること。
B	別府市餅ヶ浜棧橋に関すること。
B	国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に関すること。
B	交通安全施設及び交通安全設備の調査及び設置に関すること。
B	街路灯の設計、施工監督及び維持管理に関すること。
B	道路、普通河川及び水路の計画、設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事の検査に関すること。
B	他の課の所掌に係る受託事業の設計、監督及び契約検査課所掌以外の工事の検査に関すること。
B	路線の認定、廃止及び変更並びに道路の区域の決定等に関すること。
B	道路・普通河川台帳及び橋りょう台帳に関すること。
B	道路及び法定外公共物の占用及び使用の許可並びに占用料の徴収に関すること。
B	車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）に関すること。
B	普通河川及び水路の占用の許可及び占用料の徴収に関すること。

【通常業務の選定】

B	市道管理のかしに係る事故に関する事。
B	道路の境界査定に関する事。
B	里道及び水路の境界の確認及び用途の廃止に関する事。
B	都市計画法第 32 条に基づく開発行為の同意に関する事。
B	道路用地の帰属及び寄附に関する事。
C	工事材料及び機械器具の出納保管及び処分に関する事。
C	土砂災害防止に関する事。
C	水防計画の策定及び別府市水防協議会に関する事。

公園緑地課

区分	業務
A	公園、公園の施設、緑地及び街路樹の維持管理、業務の設計、施工及び検査に関する事。 (施設の消毒等や利用者への注意喚起業務)
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関する事。(既契約済)
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約の検査に関する事。(既契約済)
B	公園、公園の施設、緑地及び街路樹の維持管理、業務の設計、施工及び検査に関する事。(施設の消毒等や利用者への注意喚起業務以外)
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関する事。(未契約)
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約の検査に関する事。(未契約)
B	公園事業の計画決定及び認可並びに都市公園の国庫補助金交付申請に関する事。
B	国及び県への提出調書その他報告に関する事。
B	公園使用及び占用許可に伴う使用料の徴収に関する事。
B	公園及び緑地の計画、設計及び施工に関する事。(未契約)
B	公園、街路その他花壇等の花き植栽に関する事。
B	南立石緑化植物園及びドッグランの管理及び運営に関する事。
B	都市計画法第 32 条に基づく開発行為の協議及び同意に関する事。
B	公園用地の帰属及び寄附に関する事。
B	別府市環境保全条例(昭和 49 年別府市条例第 51 号)の規定に基づく緑化計画に関する事。
C	公園台帳の作成及び管理に関する事。
C	他の課からの委託業務の計画、設計及び施工に関する事。(未契約)
C	フラワーシティ別府事業の普及、啓発及び指導に関する事。
C	みどり監視員に関する事。

施設整備課

区分	業務
A	市有建物等の新築及び増改築工事の計画、設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事の検査に関する事。(契約済のもの・緊急を要するもの・優先度の高いもの)
A	市有建物等の修繕に関する事。(契約済のもの・緊急を要するもの・優先度の高いもの)
A	その他施設等の整備に関する事。(契約済のもの・緊急を要するもの・優先度の高いもの)
A	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関する事。(契約済のもの・緊急を要するもの・優先度の高いもの)

【通常業務の選定】

A	市営住宅の維持管理に関する事。
A	市営住宅の財産の使用許可に関する事。（災害時の目的外使用）
A	再開発事業により取得した施設建築物（店舗）の維持管理、使用許可及び使用料の徴収に関する事。
B	市有建物等の新築及び増改築工事の計画、設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事の検査に関する事。（上記以外のもの）
B	市有建物等の修繕に関する事。（上記以外のもの）
B	その他施設等の整備に関する事。（上記以外のもの）
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関する事。（上記以外のもの）
B	その他市営住宅に関する事。
B	補助金の交付申請その他諸報告に関する事。
B	市営住宅敷地使用料の収納等に関する事。
B	市営住宅に係る基本計画に関する事。
B	地域住宅計画推進事業に関する事。
B	住宅新築資金等に係わる収納等に関する事
C	公共施設保全実行計画に関する事。
C	住宅政策等に関する事。

市長公室

秘書広報課

区分	業務
A	秘書に関すること。
A	市政の広報宣伝に関すること。（新型コロナウイルス関連）
A	報道機関との連絡に関すること。（新型コロナウイルス関連）
B	市政の広報宣伝に関すること。（新型コロナウイルス関連以外）
B	報道機関との連絡に関すること。（新型コロナウイルス関連以外）
B	別府市東京事務所に関すること。（新型コロナウイルス関連）
B	市長会に関すること。
B	褒章及び表彰に関すること。
B	総合戦略に掲げた各種施策の実現に関すること。
B	民間事業者の動向等調査及び連絡調整に関すること。
B	その他市長の特命に関すること。
C	別府市東京事務所に関すること。（新型コロナウイルス関連以外）
C	儀式及び交際に関すること。
C	広報戦略に関すること。
C	渉外に関すること。

自治連携課

区分	業務
A	自治委員に関すること。
A	市政の広聴に関すること。（新型コロナウイルス感染症対応に関すること）
B	市政に関する要望等の連絡調整に関すること。（新型コロナウイルス感染症対応に関すること）
B	市民相談に関すること。
B	地域づくり及びまちづくりに関すること。
B	自治会に関すること。（新型コロナウイルス感染症対応に関すること）
C	市政の広聴に関すること。（新型コロナウイルス感染症対応に関すること以外）
C	地縁による団体の認可等に関すること。
C	市政に関する要望等の連絡調整に関すること。（新型コロナウイルス感染症対応に関すること以外）
C	市民等との協働の推進に関すること。
C	自治会に関すること。（新型コロナウイルス感染症対応に関すること以外）

防災局

防災危機管理課

区分	業務
A	災害対策に関すること。
A	業務継続計画に関すること。
A	国民保護対策に関すること。
B	防災対策の推進に関すること。
B	防衛施設に係る連絡調整及び基地周辺整備事業に関すること。
C	自主防災組織の育成に関すること。
C	防犯及び暴力絶滅に関すること。

その他行政委員会

会計課

区分	業務
A	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事 こと。
A	小切手の振出し及び公金振替に関する事 こと。
A	歳入歳出予算の収支及び決算の調製に関する事 こと。
B	有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事 こと。
B	現金及び財産の記録管理に関する事 こと。
B	収入支出の審査確認に関する事 こと。
C	その他他の課に属しない出納に関する事 こと。

議会事務局

区分	業務
A	公印の保管に関する事 こと。
B	本会議及び委員会に関する事 こと。
B	市長、委員会及び議員提出の議案に関する事 こと。
B	請願、陳情及び建議に関する事 こと。
B	議場その他関係各室の管理に関する事 こと。
B	議事一般に関する事 こと。
B	公告式に関する事 こと。
B	規程の制定、改廃に関する事 こと。
B	文書の收受、施行、編さん及び保存に関する事 こと。
B	職員の服務、分限進退、賞罰、給与その他身分に関する事 こと。
B	議会の広報広聴に関する事 こと。
B	予算経理に関する事 こと。
B	議員の身分及び資格得失に関する事 こと。
B	議決書及び議決等報告に関する事 こと。
B	会議録その他会議の記録に関する事 こと。
B	議場等警衛及び傍聴に関する事 こと。
B	議決等証明に関する事 こと。
B	市政の諸調査並びに資料の作成、収集、整理及び保管に関する事 こと。
C	協議会その他諸会議に関する事 こと。
C	公聴会に関する事 こと。
C	法令及び条例等の調査研究に関する事 こと。
C	各種統計に関する事 こと。
C	照会回答等に関する事 こと。
C	議会図書室に関する事 こと。
C	物品の出納保管に関する事 こと。

C	その他総務に関すること。
---	--------------

選挙管理委員会事務局

区分	業務
A	選挙関係法令に関すること。（公告式に関すること）
A	文書の收受、施行及び保管に関すること。（文書の收受、発送及び整理保管に関すること）
A	告示に関すること。（公・告示に関すること）
A	委員会その他各種会議に関すること。（委員会、会議及び議決の執行、議案に関すること）
A	選挙に関する啓発、周知等に関すること。
A	各号に掲げるもののほか選挙事務の管理及び執行に関すること。（選挙人名簿の調製、在外選挙人名簿の登録、選挙の執行に関すること）
A	各号に掲げるもののほか選挙事務の管理及び執行に関すること。（投・開票所、選挙事務従事者の調整・確保等に関すること）
A	物品の保管及び受払に関すること。（選挙の執行に関する物品）
A	予算、決算、経理事務に関すること。（選挙の執行に関すること）
B	各号に掲げるもののほか選挙事務の管理及び執行に関すること。（選挙人名簿の調製、在外選挙人名簿の登録、選挙の執行に関すること、投・開票所、選挙事務従事者の調整・確保等に関すること以外のこと）
B	公印の保管に関すること。
B	物品の保管及び受払に関すること。（選挙の執行に関する物品以外）
B	予算、決算、経理事務に関すること。（選挙の執行に関すること以外）
C	委員会その他各種会議に関すること。（委員会、会議及び議決の執行、議案に関すること以外）
C	選挙関係法令に関すること。（公告式に関すること以外）
C	人事、給与及び服務に関すること。
C	統計及び調査に関すること。

監査事務局

区分	業務
A	決算審査に関すること。
A	健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること。
A	監査請求、住民監査請求及び要求監査に関すること。
A	定期監査、随時監査及び臨時監査に関すること。
A	現金の出納検査に関すること。
B	財政援助団体及び出資団体の監査に関すること。
B	指定金融機関等の公金取扱監査に関すること。
B	監査公表に関すること。
B	人事、給与及び服務に関すること。
B	予算、決算及び経理事務に関すること。
B	文書の管理に関すること。
B	公印の保管に関すること。
B	物品の管理に関すること。

【通常業務の選定】

B	別府市、別杵速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会に関する事。
B	別府市固定資産評価審査委員会に関する事。

農業委員会事務局

区分	業務
C	公印の保管に関する事。
C	規程の制定、改廃に関する事。
C	文書の收受、施行、編さん及び保管に関する事。
C	職員の服務、分限、進退、賞罰、給与、その他身分に関する事。
C	物品の出納保管に関する事。
C	予算経理に関する事。
C	委員会及び総会の運営に関する事。
C	農地等代金徴収に関する事。
C	農地等取得資金及び自作農維持資金融通に関する事。
C	国有農地管理及び売渡（売払）に関する事。
C	農業振興に関する事。
C	農家台帳の整備、保管に関する事。
C	農業者年金基金の委託事務に関する事。
C	委員の報酬及び費用弁償に関する事。
C	農業経営及び農民生活に関する調査、啓発に関する事。
C	農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地及び採草放牧地等の利用に関する事。
C	農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事。
C	自作農の創設維持に関する事。
C	農地等の利用関係の紛争について和解の仲介に関する事。
C	農業及び農民に関し意見の公表、建議、答申に関する事。
C	各種証明に関する事。
C	農地等の買収、売渡（売払）の登記に関する事。
C	農地等の申請関係許可書（受理通知書）の交付に関する事。
C	調査会の運営、概要報告に関する事。
C	農地法の指導相談に関する事。
C	農地台帳の整備及び農地等の統計に関する事。
C	農用地利用増進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく増進計画の決定に関する事。
C	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）に基づく特定農地貸付けの承認に関する事。

教育委員会
教育政策課

区分	業務
A	教育部内の総合調整に関すること
A	市費負担教員の給与その他給付決定に関すること
A	学校給食に関すること。
B	秘書及び渉外事務に関すること。（秘書に関すること）
B	教育部内の総合調整に関すること。（公印）
B	秘書及び渉外事務に関すること。（各種証明）
B	学校施設の管理に関すること。（修繕、補修申請、環境整備委託、施設点検、工事支払、工事に関する委託、空調、維持管理委託、通信運搬費・光熱水費・燃料費の支払）
B	物品の購入、処分及び整理に関すること。
B	教育長特命による重要施策及び特殊事項の調査研究に関すること。
B	教育部内の総合調整に関すること。（県教職員互助会、郵便）
B※	規則、規程等の制定及び改廃に関すること。 ※新型コロナウイルス感染症対応関連はA
B※	委員会の会議に関すること。 ※新型コロナウイルス感染症対応関連はA
B※	市費負担職員の人事に関すること。 ※新型コロナウイルス感染症対応関連はA
B	市費負担教員に係る公立学校共済組合に関すること。
B	秘書及び渉外事務に関すること。（渉外事務に関すること）
B	広報活動及び教育行政に関する相談に関すること。
B※	予算の総合調整、編成及び執行に関すること。 ※新型コロナウイルス感染症対応関連はA
B	新学校給食共同調理場の建設に関すること。
C	委員会の基本方針、施策等の立案に関すること。
C	総合計画及び総合戦略に関すること。
C	学校適正化に関すること。
C	請願及び陳情に関すること。（緊急のものを除く）
C	備品及び消耗品の保管に関すること。
C	寄附受納に関すること。
C	公用車に関すること。
C	学校施設の新築、増改築の計画に関すること。
C※	学校施設の管理に関すること。（修繕、補修申請、環境整備委託、施設点検、工事支払、工事に関する委託、空調、維持管理委託、通信運搬費・光熱水費・燃料費の支払以外） ※緊急事案はA
C	学校施設の使用許可及び使用料に関すること。
C	国庫補助金の交付申請その他諸報告に関すること。
C	教育財産の登記に関すること。
C	学校における食育推進に関すること。
C	新図書館等の整備に関すること。

学校教育課

区分	業務
A	学校教育及び学校経営の指導助言に関すること。
A	教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること
B	保育料の収入事務に関すること。
B	児童、生徒及び園児の就学、就園等に関すること。
B	就学援助に関すること。
B	教科用図書の給与に関すること。
B	通学区に関すること。
B	奨学金に関すること。
B	学級編成に関すること。
B	学校基本調査に関すること。
B	県費負担教職員の人事管理制度調査及び計画に関すること。
B	県費負担教職員の任免、給与、服務、昇任、福利厚生、公務災害、免許申請等に関すること。
B	県費負担教職員の分限及び懲戒審査に関すること。
B	県費負担教職員の勤務評定に関すること。
B	加配教員数(国費及び県費の認定申請に関すること。
B	障害児適正就学指導委員会に関すること
B	教科用図書の採択及び教材の取扱に関すること。
B	その他課の庶務に関すること。
B	校外授業、修学旅行及び休業に関すること。
B	学校体育に関すること。
B	学校健康教育に関すること。
B	学校安全に関すること。
C	児童、生徒、園児の出席及び統計に関すること。
C	教育実践・研究助成に関すること。
C	県費負担教職員(教育長及び教育委員を含む)等に係る国及び県の表彰に関すること。
C	人権教育に関する事務のうち、別府市立学校(園)への指導及び連絡調整に関すること。
C	校長、教頭及び教員の研修に関すること。
C	教育実践、研究助成に関すること。
C	学校図書館、理科教育、産業教育の振興及びその他に関すること。
C	委員会に属する図書の受入れ保管に関すること。
C	学校教育の振興に関すること。

社会教育課

区分	業務
B	社会教育施設等の管理に関すること。
B	文化財に関すること。
B	社会教育委員に関すること。

【通常業務の選定】

B	社会教育団体の指導育成に関する事。
B	青少年教育に関する事。
B	人権教育・部落差別解消推進教育に関する事務のうち、社会教育についての連絡、調整等に関する事。
B	別府市文化財保護審議会に関する事。
B	別府市コミュニティーセンターに関する事。
B	社会教育施設等の整備及び維持に関する事。
B	その他課の庶務に関する事。
C	社会教育の振興に関する事。
C	生涯学習の推進に関する事。
C	成人教育に関する事。
C	高齢者教育に関する事。
C	浜田温泉資料館の管理に関する事。

消防本部

消防本部庶務課

区分	業務
A	消防施設に関すること。
A	消防用燃料に関すること。
A	職員の公務災害及び福利厚生に関すること。
A	貸与品及び給与品に関すること。
B	職員の人事に関すること。
B	消防機械器具の配置、運用、保全及び研究開発に関すること。
B	消防用無線の配置、運用及び保全に関すること。
C	職員の教育及び研修に関すること。
C	予算及び決算に関すること。
C	消防関係例規等に関すること。
C	文書及び公印に関すること。
C	係の事務に伴う消防広報に関すること。
C	その他の課、係に属さない事務に関すること。
C	機関員の養成及び訓練に関すること。
C	消防団員の人事に関すること。
C	消防団員の公務災害及び福利厚生に関すること。
C	消防団の予算及び決算に関すること。
C	消防団員の訓練及び演習に関すること。

消防本部警防課

区分	業務
A	消防相互応援協定に関すること。
A	救急及び救助に関すること。
A	水火災等の原因及び損害調査に関すること。
A	火災の証明に関すること。
A	救急の証明に関すること。
A	消防地理及び水利に関すること。（特別調査）
A	救急救助統計に関すること。（新型コロナウイルス感染者に関すること）
B	開発行為に係る協議及び同意に関すること。
B	救急救助統計に関すること。（新型コロナウイルス感染者に関すること以外）
C	水火災等の警戒防除の計画に関すること。
C	消防職員の訓練及び演習に関すること。
C	消防地理及び水利に関すること。（一般調査）
C	自主防災組織の育成に関すること。
C	係の事務に伴う消防広報に関すること。
C	その他警防に関すること。

C	救命技術の普及及び啓発に関すること。
C	救急救命士の指導育成に関すること。
C	救急救助資器材の研究開発に関すること。
C	その他救急救助に関すること。

消防本部予防課

区分	業務
A	高圧ガス等及び少量危険物等の貯蔵取扱い及び安全指導に関すること。
A	火を使用する設備、器具等の安全指導に関すること。
A	防火対象物の防火管理に関すること。
A	防火思想の普及宣伝に関すること。
A	建築物の建築同意に関すること。
A	消防用設備等の審査及び検査に関すること。
A	危険物製造所等の許可に関すること。
A	危険物製造所等の検査、貯蔵取扱い及び指導に関すること。
B	その他火災予防に関すること。
B	その他危険物の規制に関すること。
C	防火対象物の立入検査及び指導に関すること。
C	防火団体の育成及び指導に関すること。
C	係の事務に伴う消防広報に関すること。
C	消防用設備等の点検及び報告に関すること。

消防署

区分	業務
A	署員の勤務配置に関すること。
A	災害現場における情報収集及び現場広報に関すること。
A	災害現場における消防戦術の助言及び分析に関すること。
A	その他消防長の命ずる事項に関すること。
A	水火災等の警戒防御に関すること。
A	救急業務に関すること。
A	消防機械器具の運用及び保全に関すること。
A	火災、救急救助及びその他災害の通報に係る受理及び出動指令に関すること
A	火災、救急救助及びその他災害の通報に係る通信の統制に関すること。
A	火災、救急救助及びその他災害情報の収集及び伝達に関すること。
A	消防無線の運用及び保全に関すること。
A	通信施設設備の維持管理に関すること。
A	気象情報の収集及び保全に関すること。
A	防災無線その他の消防無線通信に関すること。
A	救助業務に関すること。

【通常業務の選定】

A	庁舎及び物品の管理に関する事。 (感染予防対策)
B	消防地理及び消防水利の調査に関する事。 (特別調査)
B	火災予防広報に関する事。
B	火災予防上の届出及び調査指導に関する事。
C	防火対象物の立入検査及び指導に関する事。
C	署員の教養訓練の計画及び実施に関する事。
C	文書の收受及び保管に関する事。
C	署員の福利厚生に関する事。
C	火災、救急等の統計に関する事。
C	消防地理及び消防水利の調査に関する事。 (一般調査)
C	水火災等の原因及び損害調査に関する事
C	自主防災会の訓練指導に関する事
C	消防署の庶務に関する事。
C	他の小隊に属さない事項に関する事。
C	防火対象物の訓練指導に関する事。

上下水道局

上下水道局総務課

区分	業務
A	職員の給与に関すること。
A	広報広聴に関すること。
A	現金、預金、有価証券及び担保物件の保管及び出納に関すること。
A	高度情報化施策の総合企画及び局内連絡調整に関すること。（各種システムサーバ管理）
A	庁舎の管理及び取締に関すること。
A	課内の連絡調整及び庶務に関すること。
B	職員の服務に関すること。
B	職員の任免、分限、懲戒その他身分取扱に関すること。
B	庁用車両の運行及び整備管理に関すること。
B	災害対策に関すること。（マニュアル）
C	職員の研修に関すること。
C	職員の出張命令に関すること。
C	職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
C	条例、規則、管理規程等の制定及び改廃並びに議案に関すること。
C	文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
C	個人情報の保護及び情報公開に関すること。
C	公印の保管に関すること。
C	苦情処理共同調整会議及び労働組合に関すること。
C	予算及び決算に関すること。
C	財政及び資金計画に関すること。
C	企業債及び一時借入金に関すること。
C	会計諸帳簿その他会計に関する書類の整理及び保管に関すること。
C	出納取扱金融機関等に関すること。
C	事業の調査、統計及び分析並びに局内連絡調整に関すること。
C	重要施策の総合企画及び局内連絡調整に関すること。
C	たな卸し資産に関すること。
C	財産の取得、賃貸借、管理及び処分に関すること。
C	不用品又は不用物品の処分に関すること。
C	入札参加資格者の登録及び管理に関すること。
C	請負工事の入札及び契約並びに業務委託の入札に関すること。
C	物品の入札、契約及び検収に関すること。
C	災害用無線に関すること。
C	地域自主防災会等の防災訓練の総括に関すること。
C	耐震性貯水槽の維持管理及び局内連絡調整に関すること。
C	請負工事及び請負工事に係る業務委託の検査に関すること。

C	漏水防止対策強化に係る基礎データの作成に関すること。
C	所管事務に係る業務委託に関すること。

上下水道局営業課

区分	業務
A	水道の使用に係る諸届出の受付に関すること。
A	水道料金システム及び関連機器の保全及び運用に関すること。
A	時間外受付業務に係る事務処理に関すること。
A	課内の連絡調整及び庶務に関すること。
B	水道料金及び下水道使用料の調定及び更正に関すること。
B	水道料金及び下水道使用料の納入に係る通知書等の発行に関すること。
B	水道料金及び下水道使用料の口座振替に関すること。
B	船舶給水に関すること。
B	水道料金、下水道使用料及び手数料その他収入金に関すること。
B	使用水量に関すること。
B	給水装置工事に係る業務委託に関すること。
C	水道料金福祉還付制度に関すること。
C	収納取扱金融機関等の契約に関すること。
C	所管の収入金の調定及び納入に関すること。
C	徴収事務全般の企画及び調整に関すること。
C	収納取扱金融機関等に係る手数料に関すること。
C	水道メーターに関すること。
C	検針及び収納機器の管理に関すること。
C	給水装置工事等に係る新規加入金及び手数料等の調定、還付及び減免に関すること。
C	各戸検針及び徴収の取扱いに関すること。
C	貯水槽水道に関すること。
C	指定給水装置工事事業者に関すること。
C	臨時給水に関すること。
C	給水装置工事台帳の管理に関すること。（水栓台帳システム）

上下水道局工務課

区分	業務
A	朝見及び扇山浄水場の管理運営に関すること。
A	水質に関すること。
A	課内の連絡調整及び庶務に関すること。
B	水道施設に係る建物及び構築物の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
B	導水管の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
B	開発行為等に関すること。

【通常業務の選定】

B	水道施設に係る電気及び機械設備等の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
B	水道施設のうち、送水管及び配水管（支管を含む。）の維持管理に関すること。
B	給水装置の維持管理に関すること。
B	弁栓類及び減圧弁の維持管理に関すること。
B	濁水及び熱水対策に伴う排水作業に関すること。
B	地下埋設物の協議及び調査に関すること。
B	水源地、配水場、ポンプ場等の維持管理に関すること。
B	所管事務に係る工事請負及び業務委託に関すること。
C	水道施設の整備計画及び局内連絡調整に関すること。
C	漏水防止対策強化の計画及び局内連絡調整に関すること。
C	別府地域利水事業に関すること。
C	送水管及び配水管の新設並びに改良に関すること。
C	鉛製給水管の取替事業に関すること。
C	水道台帳施設平面図の修正及び局内連絡調整に関すること。（水道台帳システム）
C	消火栓の設置に関すること。
C	電気工作物の保安管理及び事業用電力に関すること。
C	漏水調査に関すること。
C	水系に関すること。
C	乙原及び鮎返ダムの運営に関すること。
C	乙原及び鮎返水系のかんがい水利に関すること。
C	水源の汚染防止に関すること。
C	取水、送水及び配水量に関すること。
C	大分県企業局との連絡調整に関すること。
C	事業認可区域外の水道施設に関する技術支援及び局内連絡調整に関すること。

上下水道局下水道課

区分	業務
A	中央浄化センターに関すること。
A	課内の連絡調整及び庶務に関すること。
B	受益者負担金に関すること。
B	下水道使用料に関すること。
B	水洗便所等改造資金貸付けに関すること。
B	公共下水道の普及及び推進に関すること。
B	下水道施設の維持管理に関すること。
B	排水設備の指導検査に関すること。
B	下水道施設の災害普及に関すること。
B	所管事務に係る工事請負及び業務委託に関すること。
C	下水道事業の計画決定及び事業認可に関すること。

C | 下水道事業に係る実施計画等施行に関する事。

(別紙2) 緊急対応業務

緊急対応業務については、以下の共通項目を設定している。

○各課 共通項目

- ◆ 所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関する事。

○施設所管課 共通項目

- ◆ 所管施設の汚染調査及び応急対策に関する事。
- ◆ 所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関する事。
- ◆ 所管施設の消毒等の衛生対策に関する事。
- ◆ 所管施設の立入制限区域設定等に関する事。
- ◆ 所管施設の臨時休業等の実施・解除に関する事。

○衛生物資管理等主管課 共通項目

- ◆ 衛生管理物資の調達・管理・廃棄の統括に関する事。

○人事担当課 共通項目

- ◆ 職員配置の調整に関する事。
- ◆ 職員の健康状態等の把握・集約及び健康管理に関する事。

○工事等担当課 共通項目

- ◆ 工事・業務現場の消毒等の衛生対策に関する事。
- ◆ 関係事業者への注意喚起及び連絡調整に関する事。

防災局

○防災局 防災危機管理課

対策班	課名	業務名
防災危機管理課	防災危機管理課	全ての部業務の統括
防災危機管理課	防災危機管理課	対策本部の設置、運営及び解散に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	本部の庶務に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	本部会議に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	本部会議の記録に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	各対策部との総合調整に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	国県からの情報収集に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	(健康推進課と連携し) 感染症対策状況等の県への報告に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	県、警察、その他関係機関との連絡調整に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	警戒区域の設定に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	避難指示等の事務に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	県、他市町村への応援要請に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	他の部・班の分掌に属さない事項に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	その他、防災局長の指定する事務に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	公共交通機関情報に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	各課及び市民等からの災害情報の受理に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	感染症対策情報及び対応処理等の記録及び集計に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	感染症対策情報及び対応処理等の掲示に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	対策本部の予算及び経理に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	業務継続計画の総合調整に関すること。
防災危機管理課	防災危機管理課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

市長公室対策部

○市長公室対策部 情報班

対策班	課名	業務名
情報班	自治連携課	各課及び地域住民（自治会含む）からの情報の受理に関すること。
情報班	自治連携課	住民相談に関すること。
情報班	自治連携課	行政が発信する情報の地域住民（自治会を含む）への周知に関すること。 （文書発送、町内掲示板へのポスター掲示依頼など）
情報班	自治連携課	市民対象の相談業務（特設を含む）実施団体との連絡調整に関すること。
情報班	自治連携課	市民対象の相談業務（特設を含む）の中止・再開の周知に関すること。
情報班	自治連携課	自治委員会（会長・副会長）との連絡調整に関すること。
情報班	自治連携課	地域（自治会を含む）からの行事等実施の相談に関すること。
情報班	自治連携課	町内公民館で開催する会議等（自粛・中止等）に関すること。
情報班	自治連携課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

○市長公室対策部 広報班

対策班	課名	業務名
広報班	秘書広報課	報道機関への情報提供等連絡調整に関すること。
広報班	秘書広報課	感染状況や対応状況の市民等への広報、情報発信に関すること。
広報班	秘書広報課	感染症に係る対応状況等の撮影及び保管に関すること。
広報班	秘書広報課	本部長及び副本部長の秘書及び特命に関すること。
広報班	秘書広報課	本部長及び副本部長が感染した時の対応に関すること。
広報班	秘書広報課	市主催行事・各課所管施設の対応に係る情報収集及び情報発信に関すること。
広報班	秘書広報課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

○市長公室対策部 機動班

対策班	課名	業務名
機動班	議事総務課	議会との連絡調整に関すること。
機動班	議事総務課	市長公室対策部長の指定する事務に関すること。
機動班	議事総務課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
機動班	選管事務局	市長公室対策部長の指定する事務に関すること。
機動班	選管事務局	選挙時における投票所施設が閉鎖対象となった場合の代替投票所の確保や投票機会の減少防止に関すること。
機動班	選管事務局	選挙時における投票所の混雑緩和及びその啓発に関すること。
機動班	選管事務局	選挙時における投・開票所の消毒、感染拡大防止等の安全管理に関すること。
機動班	選管事務局	選挙時における選挙事務従事者の確保及び従事者の健康管理に関すること。
機動班	選管事務局	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
機動班	監査事務局	市長公室対策部長の指定する事務に関すること。
機動班	監査事務局	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

総務対策部

○総務対策部 総務班

対策班	課名	業務名
総務班	総務課	全ての部内の所管施設等の情報収集と本部への報告に関すること。
総務班	総務課	部業務の統括
総務班	総務課	部内所管施設等の感染症関係情報収集に関すること。
総務班	総務課	応急対策時の庁内集中管理車両の配備及び運行に関すること。
総務班	総務課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
総務班	総務課	衛生管理物資の調達・管理・廃棄に関すること。
総務班	総務課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
総務班	総務課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
総務班	総務課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
総務班	総務課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
総務班	総務課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
総務班	職員課	他機関及び他の自治体からの応援要請に関すること。
総務班	職員課	職員の給与（時間外手当事務）及び医療等厚生に関すること。
総務班	職員課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
総務班	職員課	職員配置の調整（職員の応援要請等）に関すること。
総務班	職員課	職員の健康状態等の把握・集約及び健康管理に関すること。
総務班	契約検査課	感染症対策用資機材等の購入に関すること。
総務班	契約検査課	関係登録業者との連携に関すること。
総務班	契約検査課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
総務班	会計課	感染拡大防止等に要する資金の調達に関すること。
総務班	会計課	物品出納及び会計に関すること。
総務班	会計課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

○総務対策部 税務班

対策班	課名	業務名
税務班	市民税課	感染症による市税の減免及び猶予等に関すること。
税務班	市民税課	感染症による市県民税の申告期限延長に関すること。
税務班	市民税課	感染症による税務情報の収集及び対策に関すること。
税務班	市民税課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
税務班	資産税課	感染症による市税の減免等に関すること。
税務班	資産税課	感染症による税務情報の収集及び対策に関すること。
税務班	資産税課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
税務班	債権管理課	感染症による市税の納税に関すること。

【緊急対応業務】

税務班	債権管理課	感染症による税務情報の収集及び対策に関すること。
税務班	債権管理課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

企画戦略対策部

○企画戦略対策部 復興政策班

対策班	課名	業務名
復興政策班	政策企画課	各対策部の感染症対策の統制に関すること。
復興政策班	政策企画課	各対策部の感染拡大防止計画の統制に関すること。
復興政策班	政策企画課	感染症に関する緊急対応策の統括に関すること。
復興政策班	政策企画課	庁内の連絡調整に関すること。
復興政策班	政策企画課	部業務の統括
復興政策班	政策企画課	部内所管施設等の感染症関連情報収集と総務課への報告に関すること。
復興政策班	政策企画課	閉鎖する部課等の検討・決定に関すること。
復興政策班	政策企画課	開業する部課等と業務の検討・決定に関すること。
復興政策班	政策企画課	市内大学との連絡調整に関すること。
復興政策班	政策企画課	市内交通事業者との連絡調整に関すること。
復興政策班	政策企画課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
復興政策班	財政課	対策本部の予算及び経理に関すること。
復興政策班	財政課	感染拡大防止等の財政措置、資金調達に関すること。
復興政策班	財政課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

○企画戦略対策部 情報政策班

対策班	課名	業務名
情報政策班	情報政策課	委託業務の調整に関すること。
情報政策班	情報政策課	ホームページ等市情報発信に関すること。
情報政策班	情報政策課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

観光・産業対策部

○観光・産業対策部 観光班

対策班	課名	業務名
観光班	観光課	部業務の統括
観光班	観光課	部内所管施設等の感染症関連情報収集と本部への報告に関すること。
観光班	観光課	観光施設、宿泊施設等の感染症関連情報収集と本部への報告に関すること。
観光班	観光課	観光分野における感染症予防支援策に関すること。
観光班	観光課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
観光班	観光課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
観光班	観光課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
観光班	観光課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
観光班	観光課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
観光班	観光課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
観光班	温泉課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
観光班	温泉課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
観光班	温泉課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
観光班	温泉課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
観光班	温泉課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
観光班	温泉課	所管施設の臨時休館の実施・解除に関すること。
観光班	文化国際課	外国人への支援対策及び情報収集に関すること。
観光班	文化国際課	外国人への情報発信に関すること。
観光班	文化国際課	多言語支援に関すること。
観光班	文化国際課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

○観光・産業対策部 経済班

対策班	課名	業務名
経済班	産業政策課	商工業関係の感染症関係情報収集・発信に関すること。
経済班	産業政策課	商工業関係の感染症関係融資等対応策に関すること。
経済班	産業政策課	商工業関係の汚染調査及び応急対策に関すること。
経済班	産業政策課	商工業関係団体との連絡調整に関すること。
経済班	産業政策課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
経済班	産業政策課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
経済班	産業政策課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
経済班	産業政策課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
経済班	産業政策課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
経済班	産業政策課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
経済班	公営競技事務所	競輪（場外含む）の開催の可否に関すること。

【緊急対応業務】

経済班	公営競技事務所	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関する事。
経済班	公営競技事務所	所管施設の汚染調査及び応急対策に関する事。
経済班	公営競技事務所	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関する事。
経済班	公営競技事務所	所管施設の消毒等の衛生対策に関する事。
経済班	公営競技事務所	所管施設の立入制限区域設定等に関する事。
経済班	公営競技事務所	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関する事。

○観光・産業対策部 農林水産班

対策班	課名	業務名
農林水産班	農林水産課	農林水産業関係の感染症関係情報収集・発信に関する事。
農林水産班	農林水産課	農林水産関係団体との連絡調整に関する事。
農林水産班	農林水産課	農林水産業者の感染症関係融資等対応策に関する事。
農林水産班	農林水産課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関する事。
農林水産班	農林水産課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関する事。
農林水産班	農林水産課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関する事。
農林水産班	農林水産課	所管施設の消毒等の衛生対策に関する事。
農林水産班	農林水産課	所管施設の立入制限区域設定等に関する事。
農林水産班	農林水産課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関する事。
農林水産班	農業委員会事務局	農林水産課の応援に関する事。
農林水産班	農業委員会事務局	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関する事。

市民福祉対策部

○市民福祉対策部 避難所班

対策班	課名	業務名
避難所班	市民課	出張所との連絡調整に関すること。
避難所班	市民課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
避難所班	市民課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
避難所班	市民課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
避難所班	市民課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
避難所班	市民課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
避難所班	市民課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
避難所班	共生社会実現・ 部落差別解消推進課	人権教育の関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
避難所班	共生社会実現・ 部落差別解消推進課	感染症に係る人権啓発・差別防止に関すること。
避難所班	共生社会実現・ 部落差別解消推進課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
避難所班	共生社会実現・ 部落差別解消推進課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
避難所班	共生社会実現・ 部落差別解消推進課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
避難所班	共生社会実現・ 部落差別解消推進課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
避難所班	共生社会実現・ 部落差別解消推進課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
避難所班	共生社会実現・ 部落差別解消推進課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。

○市民福祉対策部 環境班

対策班	課名	業務名
環境班	生活環境課	部業務の統括
環境班	生活環境課	部内所管施設等の感染症情報収集と総務課への報告に関すること。
環境班	生活環境課	広域圏事務組合との連絡調整に関すること。
環境班	生活環境課	清掃作業に関すること。
環境班	生活環境課	感染症廃棄物の処理に関すること。
環境班	生活環境課	感染症応急対策時における清掃車両の応援出動に関すること。
環境班	生活環境課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
環境班	生活環境課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
環境班	生活環境課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
環境班	生活環境課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
環境班	生活環境課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
環境班	生活環境課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。

○市民福祉対策部 救護支援班

対策班	課名	業務名
救護支援班	高齢者福祉課	部業務の統括

【緊急対応業務】

救護支援班	高齢者福祉課	民生・児童委員との連絡調整に関すること。
救護支援班	高齢者福祉課	社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
救護福祉班	高齢者福祉課	備蓄物資等の管理、配分の協力に関すること。
救護福祉班	高齢者福祉課	高齢者福祉施設との連絡調整に関すること。
救護福祉班	高齢者福祉課	高齢者福祉施設のウイルス汚染応急対応に関すること。
救護福祉班	高齢者福祉課	緊急通報の安否未確認者（高齢者）の安否確認に関すること。
救護支援班	高齢者福祉課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
救護支援班	高齢者福祉課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
救護支援班	高齢者福祉課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
救護支援班	高齢者福祉課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
救護支援班	高齢者福祉課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
救護支援班	高齢者福祉課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
救護支援班	ひと・暮らし支援課	被保護者に対する感染症の調査及び応急対策に関すること。
救護支援班	ひと・暮らし支援課	備蓄物資等の管理、配分の協力に関すること。
救護支援班	ひと・暮らし支援課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

○市民福祉対策部 救護福祉班

対策班	課名	業務名
救護福祉班	障害福祉課	障害者福祉施設との連絡調整に関すること。
救護福祉班	障害福祉課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
救護福祉班	障害福祉課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
救護福祉班	障害福祉課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
救護福祉班	障害福祉課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
救護福祉班	障害福祉課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
救護福祉班	障害福祉課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	園児の安全確保に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	保育園（私立含む）、保護者との連絡調整に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	放課後児童クラブとの連絡調整に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	所管施設等との連絡調整に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	所管施設等における必需物品等の手配依頼に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	所管施設等の感染症関連情報収集と本部への報告に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	休園に伴う代替保育園の確保・調整に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	感染症関係文書の受理・配布及び発送に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	児童福祉施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。

【緊急対応業務】

救護福祉班	子育て支援課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
救護福祉班	子育て支援課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。

いきいき健幸対策部

○いきいき健幸対策部 衛生医療班

対策班	課名	業務名
衛生医療班	健康推進課	新型インフルエンザ等対策特別予防措置法における特定接種の実施に関する こと。
衛生医療班	健康推進課	必要な情報の収集（国・県等）に関すること。
衛生医療班	健康推進課	市民への情報提供等に関すること。
衛生医療班	健康推進課	衛生物資の購入・管理・配分・廃棄に関すること。
衛生医療班	健康推進課	感染症の相談窓口の設置に関すること。
衛生医療班	健康推進課	基本的な蔓延防止対策に関すること。
衛生医療班	健康推進課	その他衛生に関すること。
衛生医療班	健康推進課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
衛生医療班	健康推進課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
衛生医療班	健康推進課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
衛生医療班	健康推進課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
衛生医療班	健康推進課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
衛生医療班	健康推進課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
衛生医療班	保険年金課	感染者の保険年金に関すること。
衛生医療班	保険年金課	関係機関等との情報共有・連絡調整に関すること。
衛生医療班	保険年金課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
衛生医療班	介護保険課	介護保険施設との連絡調整に関すること。
衛生医療班	介護保険課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
衛生医療班	スポーツ推進課	県下市町村の感染症対応等情報収集に関すること。
衛生医療班	スポーツ推進課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
衛生医療班	スポーツ推進課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
衛生医療班	スポーツ推進課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
衛生医療班	スポーツ推進課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
衛生医療班	スポーツ推進課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
衛生医療班	スポーツ推進課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。

建設対策部

○建設対策部 建設班

対策班	課名	業務名
建設班	都市計画課	部業務の統括
建設班	都市計画課	部内所管施設等の情報収集と本部への報告に関すること。
建設班	都市計画課	状況に応じた各対策部の支援に関すること。
建設班	都市計画課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
建設班	都市整備課	交通規制に関すること。
建設班	都市整備課	市道の工事・維持業務に係る契約内容等の変更に関すること。
建設班	都市整備課	状況に応じた各対策部の支援に関すること。
建設班	都市整備課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
建設班	都市整備課	工事・業務現場の消毒等の衛生対策に関すること。
建設班	都市整備課	関係事業者への注意喚起及び連絡調整に関すること。
建設班	都市整備課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
建設班	都市整備課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
建設班	都市整備課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
建設班	公園緑地課	公園用地の活用に関すること。
建設班	公園緑地課	状況に応じた各対策部の支援に関すること。
建設班	公園緑地課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
建設班	公園緑地課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
建設班	公園緑地課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
建設班	公園緑地課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
建設班	公園緑地課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
建設班	公園緑地課	工事・業務現場の消毒等の衛生対策に関すること。
建設班	公園緑地課	関係事業者への注意喚起及び連絡調整に関すること。
建設班	施設整備課	状況に応じた各対策部の支援に関すること。
建設班	施設整備課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
建設班	施設整備課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
建設班	施設整備課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
建設班	施設整備課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
建設班	施設整備課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
建設班	施設整備課	工事・業務現場の消毒等の衛生対策に関すること。
建設班	施設整備課	関係事業者への注意喚起及び連絡調整に関すること。

教育対策部

○教育対策部 教育班

対策班	課名	業務名
教育班	教育政策課	部業務の統括
教育班	教育政策課	その他文教対策に関すること。
教育班	教育政策課	県教育委員会との連絡調整に関すること。（学校教育関係部分を除く）
教育班	教育政策課	学校施設の消毒に関すること。
教育班	教育政策課	部内全ての所管施設等の情報収集と本部への報告に関すること。
教育班	教育政策課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
教育班	教育政策課	衛生管理物資の調達・管理・廃棄の統括に関すること。
教育班	教育政策課	職員配置の調整に関すること。
教育班	教育政策課	職員の健康状態等の把握・集約及び健康管理に関すること。
教育班	学校教育課	所管の感染等調査及び応急対策に関すること。
教育班	学校教育課	園児、児童、生徒の健康調査に関すること。
教育班	学校教育課	園児、児童、生徒の安全確保、救護に関すること。
教育班	学校教育課	感染拡大時における教職員の確保に関すること。
教育班	学校教育課	感染等園児、児童、生徒に対する学校教育及び保健管理に関すること。
教育班	学校教育課	小中学校の応急教育に関すること。
教育班	学校教育課	保護者との連絡調整に関すること。
教育班	学校教育課	臨時休校・救援の実施・解除に関すること。
教育班	学校教育課	市内児童生徒の感染状況の把握に関すること。
教育班	学校教育課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
教育班	社会教育課	感染症関連の情報収集に関すること。
教育班	社会教育課	他市の対応状況の把握に関すること。
教育班	社会教育課	感染症関連情報を所管施設への伝達に関すること。
教育班	社会教育課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
教育班	社会教育課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
教育班	社会教育課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
教育班	社会教育課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
教育班	社会教育課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
教育班	社会教育課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。

消防対策部

○消防対策部 消防本部

対策班	課名	業務名
消防本部	庶務課	部内所管施設等の感染症情報収集と本部への報告に関すること。
消防本部	庶務課	消防団との連絡調整（出動可否）に関すること。
消防本部	庶務課	感染防止活動に必要な資機材等の調達・廃棄に関すること。
消防本部	庶務課	消防団の活動記録及びその報告に関すること。
消防本部	庶務課	職員の公務災害（感染罹患）及び福利厚生に関すること。
消防本部	庶務課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
消防本部	庶務課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
消防本部	庶務課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
消防本部	庶務課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
消防本部	庶務課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
消防本部	庶務課	職員配置の調整に関すること。
消防本部	庶務課	職員の健康状態等の把握・集約及び健康管理に関すること。
消防本部	警防課	部業務の統括
消防本部	警防課	感染症文書受理、職員への周知に関すること。
消防本部	警防課	感染症情報の把握と活動方針に関すること。
消防本部	警防課	救急、救助に関すること。
消防本部	警防課	消防対策部の活動記録に関すること。
消防本部	警防課	他市からの受援に関すること。
消防本部	警防課	感染症に伴う行事・講習会等の延期対応に関すること。
消防本部	警防課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
消防本部	予防課	感染症情報全般の収集及び報告に関すること。
消防本部	予防課	防火対象物及び危険物製造所等における感染症関係情報全般の収集及び報告に関すること。
消防本部	予防課	感染症拡大に起因する防火・保安体制の指導に関すること。
消防本部	予防課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。

○消防対策部 消防署

対策班	課名	業務名
消防署	中隊長	救急活動に関すること。（感染防止対策の徹底）
消防署	中隊長	感染症対応事案の活動記録及び報告に関すること。
消防署	中隊長	その他、消防業務に関すること。
消防署	指令室長	災害通信及び指令に関すること。（感染症対応）
消防署	指令室長	その他、通信業務に関すること。
消防署	中隊長	署員の感染予防・衛生対策に関すること。

【緊急対応業務】

消防署	中隊長	救急車及び救急資器材の消毒に関する事。(感染症対応)
消防署	中隊長	署員感染時の勤務編成等に関する事。
消防署	中隊長	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関する事。

上下水道対策部

○上下水道対策部 上下水道班

対策班	課名	業務名
上下水道班	総務課	部業務の統括
上下水道班	総務課	感染症に関する情報の収集と本部への報告に関すること。
上下水道班	総務課	利用者への情報提供に関すること。
上下水道班	総務課	物資の確保に関すること。
上下水道班	総務課	資金の調達に関すること。
上下水道班	総務課	職員の感染予防措置に関すること。
上下水道班	総務課	継続しなければならない業務（職員の服務、・給料・出納、IT関連保守）に関すること。
上下水道班	総務課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
上下水道班	総務課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
上下水道班	総務課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
上下水道班	総務課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。
上下水道班	総務課	所管施設の立入制限区域設定等に関すること。
上下水道班	総務課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関すること。
上下水道班	総務課	衛生管理物資の調達・管理・廃棄の統括に関すること。
上下水道班	総務課	職員配置の調整に関すること。
上下水道班	総務課	職員の健康状態等の把握・集約及び健康管理に関すること。
上下水道班	営業課	委託業者との連絡調整に関すること。
上下水道班	営業課	市民からの問合せに関すること。
上下水道班	営業課	継続しなければならない業務（電話受付）に関すること。
上下水道班	営業課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
上下水道班	工務課	委託業者（浄水場運転管理等）との連絡調整に関すること。
上下水道班	工務課	安定給水に必要な薬品等の調達（備蓄量の増量措置）に関すること。
上下水道班	工務課	水質トラブルの現地調査に関すること。
上下水道班	工務課	水質情報の収集及び水質検査体制の確立に関すること。
上下水道班	工務課	継続しなければならない業務（計画排水作業・大規模破裂修繕・水質管理・浄水場運転管理）に関すること。
上下水道班	工務課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
上下水道班	工務課	工事・業務現場の消毒等の衛生対策に関すること。
上下水道班	工務課	関係事業者への注意喚起及び連絡調整に関すること。
上下水道班	下水道課	状況に応じた各対策部の支援に関すること。
上下水道班	下水道課	所管する行事・会議等の中止・延期・縮小に関すること。
上下水道班	下水道課	所管施設の汚染調査及び応急対策に関すること。
上下水道班	下水道課	所管施設の来庁者及び職員の安全確保、体調不良者の救護に関すること。
上下水道班	下水道課	所管施設の消毒等の衛生対策に関すること。

【緊急対応業務】

上下水道班	下水道課	所管施設の立入制限区域設定等に関する事。
上下水道班	下水道課	所管施設の臨時休業等の実施・解除に関する事。
上下水道班	下水道課	工事・業務現場の消毒等の衛生対策に関する事。
上下水道班	下水道課	関係事業者への注意喚起及び連絡調整に関する事。